

第 1 分 科 会 (No. 6)

1 日 時 令和 6 年 9 月 2 6 日 (木)
午前 1 0 時 0 0 分 開会
午後 0 時 0 2 分 休憩
午後 1 時 0 0 分 再開
午後 3 時 2 4 分 閉会

2 場 所 第 6 委員会室

3 出席委員 (19人)

主 査	渡 辺 徹	副 主 査	田 中 元
委 員	佐 藤 栄 作	委 員	村 上 幸 一
委 員	戸 町 武 弘	委 員	香 月 耕 治
委 員	吉 田 幸 正	委 員	渡 辺 修 一
委 員	成 重 正 丈	委 員	岡 本 義 之
委 員	世 良 俊 明	委 員	三 宅 まゆみ
委 員	奥 村 直 樹	委 員	高 橋 都
委 員	大 石 正 信	委 員	篠 原 研 治
委 員	井 上 純 子	委 員	村 上 さとこ
委 員	本 田 一 郎		
(委 員 長	藤 沢 加 代	副 委 員 長	吉 村 太 志)

4 欠席委員 (0人)

5 出席説明員

市長公室長	小 杉 繁 樹	広報戦略課長	西 田 知 世
広報戦略担当課長	岩 野 敏 昭	報 道 課 長	柳 井 雅 也
デジタル政策監	中 村 彰 雄	デジタル市役所推進室長	徳 永 篤 司
情報システム担当部長	井 上 尚 子	D X 推 進 課 長	西 原 克 幸
情報システム担当課長	堀 江 吏 将	総務市民局長	三 浦 隆 宏
安全・安心担当理事	南 野 栄 一	総 務 部 長	滝 剛
総 務 課 長	荒 田 政 二	法 制 課 長	上 野 正 彦

主幹 (法務・内部統制担当)	河 田 守 胤	平和のまちミュージアム事務局長	居 藏 邦 幸
女性の輝く社会推進室長	高 橋 浩	女性の輝く社会推進室次長	田 端 亮 平
人 事 部 長	山 下 耕 太 郎	人 事 課 長	大 庭 英 明
給 与 課 長	高 村 真	福 利 課 長	福 岡 昌 子
市 民 部 長	岩 村 恭 代	区 政 推 進 課 長	森 本 康 成
区役所窓口担当課長	三 浦 雄 一	地 域 ・ 人 づ くり 部 長	倉 光 清 次 郎
地 域 振 興 課 長	田 爪 康 隆	市 民 セ ン タ ー 担 当 課 長	長 門 充 紘
生 涯 学 習 課 長	千 々 和 圭 輔	生 涯 学 習 総 合 セ ン タ ー 所 長	石 井 良 一
安 全 ・ 安 心 推 進 課 長	倉 田 武	都 市 整 備 担 当 課 長	内 藤 隆
暴 力 団 排 除 担 当 課 長	倉 地 研 介	行 政 委 員 会 事 務 局 長	小 石 富 美 恵
行 政 委 員 会 事 務 局 次 長	浅 井 真 理 子	任 用 課 長	藤 本 将 志
選 挙 課 長	中 原 崇		外 関 係 職 員

6 事務局職員

事 務 局 長	岩 田 光 正	次 長	中 島 尚
総 務 課 長	原 田 健 二	政 策 調 査 課 長	清 水 俊 哉
委 員 会 担 当 係 長	松 永 知 子	政 策 係 長	袴 着 健 太 郎

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第89号 令和5年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分	議案の審査を行った。

8 会議の経過

○主査（渡辺徹君） それでは、開会します。

本日は、デジタル市役所推進室、市長公室、総務市民局、市議会事務局及び行政委員会事務局関係議案の審査を行います。

議案第89号のうち所管分を議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭をお願いいたします。なお、議案説明は着席のままで受けます。

それでは、説明を求めます。デジタル市役所推進室長。

○デジタル市役所推進室長 着座にて失礼いたします。

それでは、議案第89号、令和5年度北九州市一般会計決算についてのうちデジタル市役所推進室の所管分について、令和5年度歳入歳出決算事項別明細書により主な項目について御説明

申し上げます。なお、説明に当たりましては、100万円単位とさせていただきます。

冊子の32ページ、タブレットでは20ページを御覧ください。

初めに、歳入です。歳入につきましては、節ごとに見開きの右側ページの中ほど、収入済額により御説明いたします。

まず、国庫支出金です。ページ中段、上から9段目になります。

18款2項1目総務費国庫補助金の2節企画費補助金6億2,800万円のうち所管分は2億300万円で、情報システム統一・標準化対応やデジタルディバイド対策などに係る補助金です。

冊子の60ページ、タブレットでは34ページを御覧ください。

諸収入になります。ページ下段、下から3段目、24款6項4目雑入の4節企画費雑入5億9,900万円のうち所管分は4億5,800万円で、システム基盤や端末等、他会計使用による負担金などです。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出になります。

冊子の84ページ、タブレットでは46ページを御覧ください。

歳出につきましては、目ごとに見開きの右側ページ、左から2列目の支出済額により説明いたします。

総務費になります。ページ中段、上から8段目です。

2款3項2目事務管理費40億1,300万円のうち所管分は39億6,700万円で、市民サービス向上や業務効率化、働き方改革などに向けて、区役所窓口DXの推進や、AI、RPA、ローコードツールなどの積極的な活用、モバイルパソコンなどを活用したペーパーレス化、システム基盤の運用保守など、DX推進の取組に要した経費です。

以上でデジタル市役所推進室の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○主査（渡辺徹君） 総務部長。

○総務部長 それでは続きまして、議案第89号、令和5年度北九州市一般会計決算についてのうち、市長公室、総務市民局、市議会事務局、行政委員会事務局の所管分について、令和5年度歳入歳出決算事項別明細書により主な項目について御説明いたします。なお、説明に当たりましては、100万円未満の数字は省略させていただきます。

初めに、歳入でございます。

タブレットの16ページを御覧ください。資料の24ページになります。

歳入につきましては、節ごとに見開き右側ページ中ほどの収入済額により御説明いたします。

まず、使用料及び手数料でございます。上から3段目になりますが、17款1項1目総務使用料7億7,900万円のうち所管分は9,900万円で、男女共同参画センターや市民センターの使用料収入などによるものです。

続きまして、タブレット17ページを御覧ください。

下から3段目になります。17款2項1目総務手数料3億7,400万円のうち所管分は3億1,000万円で、戸籍や住民票、それから印鑑登録の証明発行に係る手数料などです。

続いて、タブレット20ページをお願いいたします。資料の32ページになります。

国庫支出金です。上から7段目になります。18款2項1目総務費国庫補助金11億9,500万円のうち所管分は5億8,200万円で、マイナンバーカードの作成、交付に要する経費などへの国庫補助金でございます。

続きまして、タブレット24ページをお願いいたします。資料の40ページになります。

上から8段目です。19款2項1目総務費県補助金5,900万円のうち所管分は1,000万円で、消費者行政推進事業などに対する県補助金です。

続いて、25ページをお願いいたします。資料42ページになります。

下から8段目です。19款3項1目総務費委託金16億600万円のうち所管分は1億7,800万円で、福岡県議会議員一般選挙の委託金でございます。

続いて、タブレット26ページをお願いいたします。資料44ページになります。

財産収入でございます。下から4段目、20款1項1目財産貸付収入8億1,300万円のうち所管分は1億600万円で、区役所やコムシティなどの貸付収入でございます。

タブレット34ページをお願いいたします。資料60ページになります。

下から7段目になります。24款6項4目雑入80億8,800万円のうち所管分は2億4,200万円で、区役所等における私用光熱水使用料や市政だよりの広告掲載料収入などの雑入でございます。

タブレット36ページをお願いいたします。

下から8段目になります。25款1項1目総務債15億7,600万円のうち所管分は5億7,300万円で、市民センターや本庁舎の施設整備などに係る市債収入でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出でございます。

タブレット39ページをお願いいたします。資料の70ページになります。

歳出につきましては、目ごとに見開き右側ページ、左から2列目になりますが、支出済額により御説明いたします。

まず、議会費でございます。上から3段目です。1款1項1目議会費の16億4,200万円は、議員報酬や事務局職員の給与及び政務活動費交付金などに要した経費でございます。

続いて、タブレット40ページをお願いいたします。資料でいきますと72ページになります。

下から4段目、2款2項2目人事管理費の1億900万円は、給与関連システムに係る経費などです。

タブレット43ページをお願いいたします。

下から4段目になります。2款2項8目区役所費の14億7,100万円は、区役所や出張所の整備、

維持管理等に要した経費でございます。

タブレット45ページをお願いいたします。資料の82ページになります。

下から8段目、2款3項1目企画振興総務費29億6,800万円のうち所管分は6,400万円で、シティプロモーションの推進等に要した経費でございます。

タブレット49ページをお願いいたします。

一番下になります。2款3項8目男女共同参画費3億9,200万円のうち所管分は3億5,100万円で、男女共同参画センターの指定管理料や施設整備などに要した経費でございます。

続きまして、タブレット50ページをお願いいたします。資料92ページになります。

下から10段目です。2款4項1目市民総務費35億1,100万円のうち所管分は34億9,200万円で、市民センターの整備や維持管理、地域総括補助金等のまちづくり推進等に要した経費でございます。

続きまして、タブレット51ページをお願いいたします。資料94ページになります。

上から8段目です。2款4項2目消費者行政費の1億200万円は、消費生活相談業務などに要した経費でございます。

同じページの下から5段目になります。2款4項3目生涯学習費の3億5,200万円は、生涯学習事業や生涯学習センターの管理運営などに要した経費でございます。

続いて、タブレット53ページをお願いいたします。資料98ページでございます。

上から9段目、2款6項1目戸籍住民基本台帳費の7億4,700万円は、市民課業務等の委託やマイナンバーカード関連事業などに要した経費でございます。

続いて、タブレット55ページをお願いいたします。資料102ページになります。

上から12段目になります。2款7項6目県議会議員選挙費の1億7,800万円は、令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙に要した費用でございます。

以上、議案第89号、令和5年度北九州市一般会計決算についての説明を終わります。

続きまして、指定管理者の評価結果について御説明いたします。

指定管理者の評価結果、令和6年度を御覧ください。

このうち総務市民局所管分は、タブレットの2ページの次回選定に向けた評価、通し番号1の交通安全センター及び6ページになりますが、中間評価、通し番号52の男女共同参画センタームーブの2件でございます。評価結果は、いずれもやや優れていると認められるB評価となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○主査（渡辺徹君） 質疑に入ります。質疑は会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。

質疑はありませんか。大石委員。

○委員（大石正信君） おはようございます。市長公室について1点、総務市民局について3点、デジタル市役所について1点伺います。

まず、市政だよりについて、令和5年度一般会計決算で、市政だより発行業務1億2,000万円、広報発信強化事業525万円となっています。市民からは、最近の市政だよりは、まるで武内市長個人の広報紙のようだ、北橋市長時代よりも武内市長の紙面が大きい、すし職人やど派手な衣装は市長にふさわしくないとの批判の声も出されています。市政だよりが市長の政治活動を応援するような広報は問題だと考えますが、見解を伺います。

次に、平和のまちミュージアムについて伺います。

令和5年度一般会計決算では、入場者数が2万1,230人で、スタディツアーは7,896人、実に入場者の3分の1がスタディツアーになっています。これが廃止されれば、入場者数も大幅に減少します。

北九州市は、長崎への原爆投下の第1目標となっており、非核平和都市宣言を具体化したものがスタディツアーだと思います。北九州市は、小・中学校で平和授業をしていますが、この不十分な状況の下で、スタディツアーが唯一の平和授業でした。これを予算の棚卸しによって廃止されていることは問題であります。来年度の予算には、スタディツアーを復活すべきです。

次に、会計年度任用職員の処遇改善について伺います。

本市の職員の4人に1人が非正規雇用であり、その中でも、女性が75%を占めています。30代、40代、50代は実に9割が女性です。雇用形態を通じたジェンダー不平等、女性差別となっています。今年度から勤勉手当が支給されましたが、非正規の職員の処遇は依然として官製ワーキングプアの状態です。

国は、6月から人事院勧告で、原則2回までとする制限を撤廃する通知を出しましたが、北九州市は見守るとなっています。北九州市でも、この雇い止め上限を撤廃すべきです。見解を伺います。

次に、自衛隊の名簿提供について伺います。

本会議でも指摘しましたが、自衛隊法第97条、自衛隊法施行令第120条、住民基本台帳第11条1項のどれをとっても、自衛隊への名簿提供の明確な法的根拠はありません。総務市民局長は、令和3年度に国から通知された、防衛大臣が市町村の長に対して求めることができるなど、閣議決定で通知を得たとする答弁ですが、いずれにしても明確な法的根拠がない自衛隊への名簿提供はやめるべきです。答弁を求めます。

最後に、デジタル市役所推進室に対して、情報システムの統一化、標準化について伺います。

令和9年度までに標準システムが完了するとしていますが、標準システムのオプション機能では、子ども医療の拡充など、本市独自のシステムを導入すれば、北九州市の負担が増えるの

ではないでしょうか。今後の進捗状況や金額について質問いたします。以上です。

○主査（渡辺徹君） 広報戦略課長。

○広報戦略課長 市政だよりの質問について回答させていただきます。

市政だよりにつきましては、市民向けの広報の最も重要な媒体の一つと考えております。月号、巻頭の特集のページでは、市民生活に関連の深い市の重要施策などをテーマとして取り上げております。また、その内容につきましては、市長自らが施策の重要性や方向性を語る貴重な機会と捉えまして、市長から力強いメッセージを発信することで、市民に分かりやすく、また、興味を持ってもらうことが重要であると考えております。そのため、市長の思いを、時には内容に関連した写真とともにメッセージとして掲載しているところです。

このような取組につきましては、今委員からいただいたような御意見もある一方で、市長の意気込みが感じられる、毎回楽しみにしている、市長の顔も見えてうれしいといった声も寄せられているところでございます。そういった皆さんの意見を受けながら、よりよい市政だよりとなるように、今後も工夫してまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 平和のまちミュージアム事務局長。

○平和のまちミュージアム事務局長 平和のまちスタディツアーに関しまして、御説明させていただきます。

平和のまちミュージアムにつきましては、学校関係者等への施設の認知度向上のフェーズから、次のステップとして、平和の大切さをより深く考えるきっかけづくりや、人材育成のため、教育機関や地域との連携を積極的に図っていくフェーズへと進めていくことが必要と考えております。そうした中で、小学校への学習支援といたしまして、体験活動等で来館した際の学習プログラムの提供、学芸員とミュージアム職員を派遣しての出前授業の実施、各学校が実施する平和学習の啓発用DVDや副読本などの教材の提供等を行っているところでございます。

次世代に、戦争の悲惨さ、平和の大切さを伝えていくことは大変重要であると認識しておりまして、小学校における平和学習の支援としてどのような取組が効果的か、教育委員会とも十分協議しながら検討を行っていきたいと考えているところでございます。

また、入館者増の取組として、SNSなど多様なツールを使ってのPRや、市外への修学旅行、社会見学の誘致等に取り組んでいきたいと思っております。あわせて、アピール力のある企画展の開催等によって、入館者数の増に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 人事課長。

○人事課長 会計年度任用職員についてお答えします。

現在、北九州市の会計年度任用職員につきましては、連続2回または4回を上限に、従前の勤務実績に基づきまして再度の任用を行うことができるものと定めております。

一方、委員がおっしゃったように、国におきましては、期間業務職員の再度の任用につきまして、これまで運用基準であった、同一の者について連続2回を限度とするとの任用の上限が

廃止されたところでございます。ただし、国のマニュアルによりますと、国の取扱いは例示として示したものであること、そしてまた、具体的な取扱いにつきましては、各地方自治体において、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じつつ適切に対応されたいと示されております。そのため、当該マニュアルですとか、これまでの経緯、そして、他都市の状況等を踏まえながら、引き続き、対応につきましては検討していきたいと思っております。

また、先ほど男女比につきましてお話がありましたけれども、我々といたしましては、男女に差をつけることなく広く募集を行いまして、適切な選考を実施しているところです。女性比率が高い原因を分析しますと、登録を希望する方の8割を超える方が女性であると。そしてまた、短時間勤務が多くて、就学中の子供を抱える女性などにとって働きやすい勤務形態であることが考えられます。以上です。

○主査（渡辺徹君） 区政推進課長。

○区政推進課長 自衛隊の自衛官募集に関する点で、対象者の名簿を自衛隊に提供するべきではないということについてのお答えをさせていただきます。

委員からお話もありました、まず自衛隊法では第97条で、市町村長は自衛官募集に関する事務の一部を行うと規定がございます。そして、自衛隊法施行令第120条では、今度は逆に、防衛大臣、自衛隊から市町村長に対して、自衛官募集に際して必要な報告や必要な資料を求めることができるという規定がございます。それに基づいて、全国の市町村は必要な資料を提供しようとしているところがございますが、これに対して、住民基本台帳法で、住民基本台帳の資料を提供するのがいかななものなのか、明確に名簿を提供していいという記述はもちろんございませんので、その中で、全国の市区町村から国に対しても、その辺の見解を整理してほしい、どうしたらいいのかという照会がずっとあっておりました。それに対しまして、国で、総務省、防衛省から連名の通知が令和3年2月にございました。その通知の内容が、自衛官の募集に関し、必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、これは住民基本台帳法上特段の問題が生ずるものではないという国の見解が示されましたので、それに応じて協力をしているところでございます。

今後も適正に事務を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 情報システム担当課長。

○情報システム担当課長 統一・標準化について、3点お尋ねがありましたのでお答えいたします。

地方公共団体情報システム標準化の基本方針というのがございまして、これまで、令和7年度末までに標準準拠システムへの移行を目指すということを明記されておりましたけれども、昨年9月に基本方針の改定が行われまして、一部のシステムについては所要の移行完了の期限を設定することができるようになりました。

本市におきましては、標準仕様書が指定都市の要件を満たしていないなどの理由で、16の業

務システムにつきまして、令和7年度末までの移行が困難であるということで省庁に申請を行いまして、委員御指摘のとおり、令和9年度末までを目途に全てのシステムを移行することを目標に、現在取組を進めております。

委員から、標準化に伴って、市独自のサービスについて影響はないのかというような御指摘がございました。

標準化の基本方針の中では大きく3つ、業務についての振り分けがされておまして、1つ目が、標準仕様に基づいてサービスを提供すること、2つ目が、多くの政令市で共通のサービスを提供しているものについてはパッケージ標準のオプション機能を使うこと、3つ目が、それ以外の場合につきましては、標準システムとデータ連携をして、別のシステムまたは別のツールをつくること、その3つのやり方が示されているところであります。市独自のサービスにつきましては、標準の仕様には載らないことが明らかですので、この3番目の市独自のシステムをつくりましてデータ連携などを行うことで、市民サービスへの影響がないように業務システムを構築していきたいと考えております。

それから、今後の取組状況、それから金額についてお尋ねがございました。

今後の取組状況につきましては、令和5年につきましては、令和9年度末までの全体の業務システムの移行計画を定めました。それに基づいて、今、各業務所管課の実際の契約に基づいたお困り事の支援をしたりといったことをやっております。令和9年度末が目標になりましたので、実際、全体の金額につきましては、今、変動が多い状況ですので、ちょっと全体像をお示しできる状況にはないところですが、これから予算の時期がございまして、また、各年度の予算において、分かるものからお示しできればと考えております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 平和のまちミュージアム事務局長。

○平和のまちミュージアム事務局長 先ほど、スタディツアーに関しまして、委員から、参加者数は7,896人と言われたかと思うんですけども、7,892人が正しい数字ですので訂正をさせていただければと思います。以上です。

○主査（渡辺徹君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 市政だよりについて、武内市長が毎回出ることは楽しみだというふうな声もあるということだけど、先ほど笑いも出たんですけどね。じゃあ市民の意見を聞くようなものになっているのか。普通の新聞というのは、市民が登場して、いろいろ言うところが載っていますよね。北九州市の場合は一方通行、要するに、自分たちが言いたいことだけを言うていく、これでは駄目だと思うんです。毎回楽しみにしているというのはどれだけおられるのか。そういうアンケートを取っているのか。双方向で市民の意見も聞いていく、そういうシステムをきちんと取るべきじゃないかと思っておりますけど、いかがですか。

○主査（渡辺徹君） 広報戦略課長。

○広報戦略課長 先ほど申し上げた市政だよりの意見につきましては、毎月1日号で、間違い

ファイブという間違い探しのクイズをやっておりまして、そちらの回答の提出の際に、いろいろ市への意見とか、市政だよりに対する御意見とかをいただいているところでございます。その回答の中の一部として、紙面の話だとか、市長のメッセージについての回答があるところでもございまして、先ほど申し上げたのは、その中の回答の一つでございます。市政だよりの中で御意見を御案内するというのは、今なかなか紙面の記事の掲載数もいっぱいの中で難しいところではございますけども、ホームページとか、いろいろな形で市民の意見を集約するシステムは取っておりますので、そういったところで御意見を捉えて反映していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 私、先日、福岡県の朝倉市の広報紙を見ました。そしたら、農家でイチゴを栽培していますよとか、牛に餌を与えていますよとか、中学校のブラスバンドがこうやって出ていますよとか、中小業者でこうやって頑張っていますよとかって、市民が登場しているんですね。北九州市の場合は、自分たちが、行政が知らせたいことだけで、市民にスポットを当てて、本当に市民が主人公なんだと、暮らしやすい町なんだとか、そういう工夫がされていません。そういう市民の声を載せることが難しいのであれば、もっと市民と一緒にこの町をつくっていくような方向性がないと、今の市政だよりを見ても、私は面白くありません。そういう改善をぜひしていただきたいということを要望します。

次に、スタディツアーについて、復活をしてほしいと。これまで平和授業については、毎年8月9日、長崎に原爆が投下された日に子供たちが、今日はおまえたち、何の日か分かるとるかと言って集められて、今日は原爆投下の日なんだということを実感して、私たちは学校に行っていました。それが十分できていない中で、今度は平和のまちミュージアムができたことによって、年1回、子供たちが集まって、二度と戦争をしてはいけないと、そういうことを考える機会であったわけです。非核平和都市宣言を具体化しているのが、北九州市の平和のまちスタディツアーなわけです。ぜひ復活していただきたい。

先日、私、病院の職員を連れて平和のまちミュージアムを見学しました。そしたら、案内がないので、どういう意味かよく分からないということをおっしゃっていました。だから、やっぱり子供たち、学生を中心とした平和の発信地としての史跡調査や語り部、そういう単に入場者を迎えるだけじゃなくて、あそこを拠点にしながら活動していく、出前授業をしていくとか、もっとそういうことも工夫すべきじゃないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○主査（渡辺徹君） 平和のまちミュージアム事務局長。

○平和のまちミュージアム事務局長 今委員がおっしゃられたように、平和学習の拠点や情報発信の拠点となるべく努力していきたいと思っております。

案内人の関係につきましては、例えばボランティア等の展示説明とかになりますと、人材の育成等、導入する上での課題も多いと考えておりまして、そうした点も踏まえて、ミュージア

ムの機能向上という観点から、他都市との情報交換等を含めまして研究を行ってまいりたいと考えております。そのほかに、今言われた史跡を巡るツアーであるとか、そういった単にミュージアムに来ていただくだけではなくて、外に向けての情報発信、平和について考える様々な機会を与えられるように取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 8月に、全国戦跡、遺跡の全国大会が国際大学で行われました。そこではゼミの発表会が行われて、ゼミ生が平和のまちミュージアムに来たり、山口県の火の山に行ったりとか、そういうふうな形で、大学で発表するようなこともあったんです。だから、やっぱりあれは単に入場するだけじゃなくて、それを活用して、自分たちの町がどうなっていたのかというのを学習するきっかけにしていきたい。そういう工夫をしないと、ただ来てくださいというだけでは駄目だと思いますし、来年度の予算で、ぜひスタディツアーは復活していただきたいということを要望しておきます。

次に、会計年度任用職員、これはなぜ、国が会計年度任用職員の上限を撤廃するようになったのか、どういうふうに認識していますか。

○主査（渡辺徹君） 人事課長。

○人事課長 国の撤廃につきましては、身分をできるだけ安心して働けるようにということで、そういう趣旨であると考えております。以上です。

○主査（渡辺徹君） 大石委員。

○委員（大石正信君） これまで正規職員がやっていたことを会計年度任用職員、非正規職員が代替えていると。上限が2回、また、4回と区切られていることによって、継続した雇用、経験の蓄積ができないということで、国もこの上限を撤廃しているわけです。同一労働同一賃金というなら、それに応じた待遇をやるべきだと思います。北九州市の場合は上限が2回、3年限度か、上限が4回、5年の上限と、これで区切られているわけです。だから、安心して人間として生活することはできない。また、経験の蓄積ができない。実際には75%ですよ。30代、40代、50代については、90%が女性で占められているわけですよ。これは形を変えたジェンダー不平等、女性差別につながっていると。見守りたいといっても、国がそうなっているんであれば、検討すると言われましたけども、改善していただきたい。

同時に、正規職員の給料表に格付して、正規職員に準じた昇給を行うべきです。会計年度任用職員も経験年数に応じて昇給をさせていく。そういう仕組みをつくるべきじゃないんですか。

○主査（渡辺徹君） 給与課長。

○給与課長 会計年度任用制度の昇給制度の導入に関して御発言があったと思っています。

会計年度任用職員は、今の制度上は一会計年度の任用というような形で、毎年度、毎年度任用するというような形になっています。したがって、複数年かけて年度単位で行う昇給制度というのがなかなかないというような現状にあると思っています。ただ、例えば2回目の

任用であれば、前の1年間の任用の実績を考慮して、新たに初任給を決定するというような形を取っておりますので、上限に達していない場合には、昇給制度と同じような効果が一部出てくるというようなところで考えております。以上になります。

○主査（渡辺徹君） 大石委員。

○委員（大石正信君） もともと正規職員がやっていた仕事を、会計年度任用職員が肩代わりをしていると。ボーナスを支給しないために、時間を少し減らしたりとか、仕事の内容が若干違っているとかということで、それで正規職員と違うということであるんでしょうが、国が継続的な雇用、経験の蓄積をしていくために上限を撤廃しているというのが、流れとして生まれてきているわけです。北九州市は女性差別じゃありませんよということですが、現実には75%の女性が会計年度任用職員に当たっているという状況であれば、正規と同じように給料表の格付をして、経験年数に応じてそれを昇給させていくということに、一步一步近づいていくようなシステムをぜひ考えていただきたいと。同一労働同一賃金であるならば、それに応じた処遇をしていかなければいけないと思いますので指摘をしておきます。

次に、自衛隊名簿について、私としては自衛隊法第97条にしても、自衛隊法施行令第120条にしても、住民基本台帳法第11条にしても、法的根拠は全くないじゃないですか。どこに名簿を提供してもいいということを書いているんですかと。三浦総務市民局長は、第11条については書いていないと言われましたよね。大臣が閣議決定で決まったものを通知しているだけでしょう。だから、法的根拠がない。自分の個人情報に第三者に提供されている、これだけプライバシーの問題が大きな問題になっているときに、これをやっているのは大問題ですよ。

それでは、ポスター代、タックシール代、市政だよりの掲載費、これは幾らかかっているのか。その負担は防衛省の負担なのか、お答えください。

○主査（渡辺徹君） 区政推進課長。

○区政推進課長 お答えいたします。

今の制作費等の話ですが、これは自衛官募集、18歳の男子対象者全員に、自衛隊が募集の案内、自衛隊の仕事の案内を送っているということについてだったんですが、それに対して、私どもでは、あらかじめそういう通知が送られてくることを望まないという方に対しては、自衛隊への名簿の提供に際して、名簿から名前を除外しますよという除外申請というのを受け付けております。その件に対しての経費の話になろうかと思っております。その除外申請の手続をするに際しまして、除外申請という制度がありますので、希望しない方はぜひそれで除外の申請をしてくださいというポスターを作りまして、市民センターですとか、対象になる市内の高校ですとかにお配りして貼って、啓発をさせていただいております。そのポスター印刷費は、令和5年度で9万4,600円、これは自衛官募集に関して名簿から除外するという取組で、我が市独自の取組ですので、私どもの一般財源で負担しております。

あと、一部、防衛省、国が負担するお金がございます。補助金として出すお金があります。

これは、募集そのものに関するお金でございまして、自衛隊に名簿を提供する際に、宛名シールに印刷をすることにしておりますので、宛名シールの購入費というものがまずございます。それと、自衛隊の求めに応じまして、市政だよりの区版に年に何回か、自衛隊の説明会がありますと、そういう募集記事を掲載いたします。市政だよりの作成費から、何行かの募集記事分の面積案分で、年間総数で、これが大体、年間の小さい記事の案分なのですが、1万9,518円を計算してございまして、宛名シール代と合わせまして3万4,224円を防衛省に対して補助金として請求して交付をしていただいている、そういう状況でございまして、以上でございまして。

○主査（渡辺徹君） 大石委員。

○委員（大石正信君） ポスター代が9万4,600円と。これ除外申請といっても、自衛官の募集に係る事務ですよ。除外してほしいということですね。タックシール代とか、市政だより掲載の3万4,524円は分かるけど、ポスター代についても自衛隊に請求すべきですよ。除外申請といっても、自衛官の募集に係る事務の一環ですからね。おかしいですよ。除外申請についても、この自衛官募集によって発生している問題ですから、これぜひ請求していただきたいと。

法的根拠がない、そうであるならば、18歳の対象となる男子に対して、除外申請を設けているということも不十分です。そうであるならば、対象となる全員に対して、あなたの名簿、名前と住所を自衛隊に提供するがいかがですかと、全員に承諾を取って、承諾が取れた人だけ自衛隊に名簿提供していただきたい。プライバシーの侵害じゃないというならば、ここまでやるべきじゃないんですか。

○主査（渡辺徹君） 区政推進課長。

○区政推進課長 今現在の対象者の方への除外申請という制度がありますという御案内なんですけど、いろいろできるだけ広報手段、媒体を考える中では、まずは市政だより、そして、市のホームページはもちろんです、その他SNSの活用ですとか、さらには、先ほど申し上げましたが、高校にポスターを掲示していただく。親御さんからの申請も可能ですので、市民センターにも全館掲示する。もちろん区役所にも掲示するというところで、今のところ考え得ることは精いっぱいやってまいりたい。それで、啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございまして。

○主査（渡辺徹君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 個人情報保護法の第11条には、住民基本台帳については閲覧と書いているわけですよ。名簿提供と一言も書いていないわけです。そうであるならば、自分の個人情報が第三者に提供されていると、これ大問題ですよ。市役所自ら、こういうプライバシーの侵害を許すことがあってはなりません。業者がそういう申出をした場合に許すのかと。許さないわけでしょう。そうであるならば、対象となる全員に対して、あなたの情報を自衛隊に出していいですかと取ればいいですよ。それをしないんだったら、やめてほしい。

北九州市は、原爆が投下されようとした第1目標、長崎の第1目標になっている。非核平和

都市宣言の中では、能動的に平和を守るんだと書いているわけです。その方針と相反しているわけですね。プライバシーの問題がこれだけ大きな問題になっている中で、市役所がそれを破っていくようなことをしていけば、これ大問題になっていくわけでしょう。ぜひ改めていただきたい。このことを要望して、私からは終わります。

○主査（渡辺徹君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） 私からは、総務市民局に数点お尋ねします。

まず、女性の活躍推進についてです。

日本は、ジェンダーギャップ指数が146か国中118位とかなり低い位置にあるということなんですけども、本市の女性の管理職ですね、毎回お聞きするんですが、前回、令和6年度に目標値の見直しをするとお聞きしましたが、それがどういうふうになったか教えてください。

次に、生理の貧困対策です。

まず、女性のためのつながりサポート事業で1,987万円、生理用品の提供を行ったということですが、どのように行ったか教えてください。

それと、あとSNSの相談窓口を設置したということですが、件数と主な内容を教えてください。

次に、男女の賃金格差についてです。

女性活躍推進法で、301人以上の企業にこの公表が義務づけをされました。男性を100とすると、女性の役員の賃金は、平均では6割台ということです。会社の規模が、企業の規模が大きいほど、この格差が拡大するというような結果が出たというのは全国で分かっておりますけど、北九州市ではどうなのか、その分析をどのように行ったか教えてください。

次に、客引き条例の推進事業に1,487万円が、今回決算で上げられております。公共の場所における安全な通行や快適な利用ができる環境づくりという取組をやっておりましたが、その成果を教えてください。

次に、本庁舎の推進対策事業1億2,000万円が翌年の繰越しになりました。1,000年に一度の大雨を想定したということなんですけども、災害の拠点となるべき本庁舎、また、区役所も同様だと感じますけれども、区役所での調査は行ったかどうか教えてください。以上です。

○主査（渡辺徹君） 女性の輝く社会推進室次長。

○女性の輝く社会推進室次長 4点お答えいたします。

まず1点目、女性管理職比率の目標値の見直しについてでございます。

第4次男女共同参画基本計画におきましては、市職員女性活躍ワーク・ライフ・バランス推進プログラムに基づき、女性管理職比率を令和5年度までに15%との目標を定めておりました。国におきまして、令和2年に閣議決定をいたしました第5次男女共同参画基本計画におきまして、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合を30%程度との新たな目標が示されました。そのような国の動向を踏まえまして、北九州市におきましても、令和3年の女

性の輝く社会推進本部におきまして、目標を2030年度までに30%程度とすることに決定いたしました。本年8月に策定いたしました第5次男女共同参画基本計画においても、同目標を定めたとところでございます。

続きまして、生理の貧困についてでございます。

生理の貧困につきましては、経済的な理由などから生理用品等を購入することが困難な状態が続き、このことがコロナ禍で顕在化いたしまして、全国で支援の動き、例えば自治体や学校による無償配布などが行われております。

本市におきましては、令和5年度に国の補助金を活用し、生理用品を購入いたしまして、例えば、区役所のいのちをつなぐネットワークであるとか、男女共同参画センタームーブだとか、あと市内の県立、私立の高校、市内の専門学校や大学、こういったところに配布しております。

続きまして、SNS相談についてでございます。

こちらは、これまで相談室等におきまして、電話や面談などで様々な相談を受けておりましたが、一方、若年層からの相談割合が少ない状況でございました。SNSの普及に伴って、若者の情報入手手段やコミュニケーション、相談ツールが、電話や窓口からSNSに移行している、こういった状況を踏まえまして、令和4年度から、ムーブの相談室において、LINEを入り口としたSNS相談をモデル事業として実施をいたしております。令和5年度につきましては、7月から3月までの9か月間実施をいたしまして、相談件数が203件となっております。その内容につきましては、例えばちょっと孤独感や孤立感を感じるだとか、心の問題、あとDV、性暴力、人間関係、職場の人間関係や経済的な困窮、そういったものが見られております。

最後に、4点目、男女の賃金格差についてでございます。

市における男女の賃金格差はどうかというお尋ねでしたが、国が賃金構造基本調査で示しました数値は、あくまでも国と県の賃金格差の公表にとどまっております。例えば令和5年度は、全国では、男性の賃金を100とした場合の女性の賃金が74.8、福岡県の場合は76.2となっております。市におきましては、先ほど委員御指摘のとおり、301人以上の企業につきましては、ホームページ等で公表されている状況ではございますが、それを厚生労働省が取りまとめて発表しているという状況ではございませんので、市内での男女の賃金格差は分からないという状況でございます。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 客引きに関する質問に対してお答えさせていただきます。

令和3年12月に、自治会ですとか地元商店街からの要望を受けまして、それから有識者からの意見も踏まえまして、令和4年9月に、客引き行為等の適正化に関する条例を制定いたしました。それから、周知期間も含めまして、令和4年12月16日に、罰則も含めて条例の全面施行を行ったところでございます。令和5年4月からは、県警のOBから成る巡視員による巡視を開始しております。

これまで、9月1日現在ですけれども、145件の指導、処分を行うなど、全面施行前後で客引きの人数が半減するなどの一定の成果を上げておられます。また、毎月、地元の方と市とでパトロールを行ったり、それから、人出が多いゴールデンウィークやお盆などの時期には、市と警察合同でパトロール、巡視を行っているところでございます。

客引き行為は、地元の住民の方、市民の方のもとより、観光で本市を訪れた方の安全な通行を阻害し、都市のイメージの悪化にもつながることから、引き続き、客引き対策に粘り強く取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 区政推進課長。

○区政推進課長 区役所の浸水対策の関係、L2の災害を想定したという部分でございます。

委員からも、L2の災害という言葉がございました。L2というのは、要は史上最大規模の自然災害を想定したものでございまして、高潮で考えますと、台風が影響します。かつて室戸台風が912ヘクトパスカルで直撃したという大災害がございました。こういう災害、国の想定では、500年から数千年に一度直撃する。しかも、運の悪いことにちょうど満潮時にそれが直撃する、そういう場合でございます。それについて、本庁舎での調査もいたしました。それに合わせて、区役所もどういった高潮被害が想定されるか調査しております。警戒すべき区役所というところでは、小倉北区役所、それと若松区役所、この2つが警戒する区役所ということで挙がっております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） それでは、順次、第2質問させてください。

女性の活躍推進でジェンダーギャップなんですけれども、目標値が15%、これ前もお聞きしたんですけれども、今現在の女性の管理職の数値を教えてくださいませんか。もう数値が15%では低いのではないかと、この間質問したかと思うんですけれども。

○主査（渡辺徹君） 女性の輝く社会推進室次長。

○女性の輝く社会推進室次長 現在の女性管理職比率は、令和6年4月1日時点で18.7%となっております。第4次男女共同参画基本計画が令和5年度で終了いたしまして、その計画での目標値は15%だったんですが、本年8月に策定しました第5次計画では、それを30%に改めまして、今、その30%を目指して取組を進めているところでございます。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） できればハーフハーフ、50%に大きく目標を持っていただきたいと思えます。昨日の港湾空港局は男性ばかりでしたね。後ろから見て、ああ男性が多いなって。今日は女性の管理職の方がたくさんおられるなど、ちょっとうれしいなと思うんですけども、もっとも女性視点というものをしっかりと受け止めていただきたいという思いで、この目標値も上げて、登用もしていただきたいと思えます。

これには管理職の試験があるかと思うんです。それに対して、女性の受験者数と、実際に合

格、そして、登用された数というのを教えてください。

○主査（渡辺徹君）任用課長。

○任用課長 昇任試験、これは係長に向けた昇任試験でございますけれども、行政係長の女性の割合が、受験者数が全体で1,368名に対して女性500名、構成比が37%。合格者数については、全体で77名、そのうち女性が22名、構成比にして29%となっております。以上です。

○主査（渡辺徹君）高橋委員。

○委員（高橋都君）実際に登用されたのは何人、何%になるんですか。

○主査（渡辺徹君）人事課長。

○人事課長 昇任試験に合格すれば、基本的に全員係長になります。係長には、基本的に全員になります。組織の都合などによりまして、翌年度、1年待ったりとか、そういう状況は時々あったりするんですけども、基本的には全員、合格すれば昇任します。以上です。

○主査（渡辺徹君）高橋委員。

○委員（高橋都君）ありがとうございます。少しでもたくさんの方に、ぜひ係長になっていただいて、さらに高みを目指して頑張っていたいただきたいなと思います。

次に、生理の貧困なんですけれども、公共施設の、先ほど言われた、いのちをつなぐネットワークとかムーブとかとなっておりますけれども、市民センターは市民が一番よく使うところなんですけど、そういったところには設置されていないのでしょうか。

○主査（渡辺徹君）女性の輝く社会推進室次長。

○女性の輝く社会推進室次長 市民センターの設置につきましては、この取組が令和3年度から始まったのですが、その際は、市民センターや生涯学習センターにおいても設置をしておりました。その後、令和4年度、令和5年度と、各部署に必要な個数があればということで照会をかけているところですが、恐らくまだ残りがあるかと思っておりますので、今でも恐らく市民センターには置いているところもあるのではないかと考えております。なので、令和5年度は、新たに市民センター等に設置をしたという実績はございません。以上でございます。

○主査（渡辺徹君）高橋委員。

○委員（高橋都君）私も、門司のいろんなところを使わせていただきますけど、ほとんど置いていません。必要な方は事務局にお問い合わせくださいとか、ちょっと親切なそういったものがあれば、もっと利用もできるのかなと、言いやすいのかなと思っておりますので、そういった対策もぜひ取っていただきたいなと思います。

それとあと学校なんですけれども、学校はまだ全てのトイレにはありませんよね。これも学校長裁量ということなんですけど、これは徹底して、トイレに設置ということはできないのかどうか。今どのくらいの割合で設置されているかというのは調査をされたのでしょうか。

○主査（渡辺徹君）女性の輝く社会推進室次長。

○女性の輝く社会推進室次長 学校におきましても、一応全ての市内の市立学校に照会をかけ

ております。配付をした後、どこに置くかというのは学校の判断にお任せしているんですが、学校によっては、トイレではなくて保健室に置いたりというところもあるので、多分置いてるのがゼロという学校は恐らくないのではないかなと考えております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） それは分かるんです。ですから、トイレに設置してほしいというのが、保護者なり、私たち女性の希望でありますので、校長にもそのように伝えていただいて、ぜひ設置していただく方向で考えていただきたいということをよろしくお願いいたします。これは教育委員会ですかね。お願いします。

次に、男女の賃金格差ですが、これは国と県が調査をやったということで、北九州市は分からないということですが、しっかり把握するべきだと思います。やはり今の女性の立場、どうしても医療、介護、保育とか、そういったところでの賃金格差というのは大きなものがあるのではないかなと思いますので、その辺はしっかり把握して、やはりこの改善に向けての市の姿勢というものは示すべきだと思いますので、これは要望としておきます。

次に、客引き条例なんですけれども、ある飲食をされている方からお聞きしました。小倉駅周辺、魚町というふうに区域が限定されているかと思うんですけど、今、外国人の方も多し、コロナも5類に移行になって、かなり町には多くの方が出ているかなと思うんですが、鍛冶町とか堺町あたりにも、そういった方たちが流れてきたときに、実際に客引きをされているということをお聞きしました。それも、ぱっと見、入れ墨が入っているような、かなり恐怖を感じるような方もいたという話なんです。ですから、そういうことで、北九州市のイメージダウンにもつながるし、もしそこで何か起きたら心配だというふうに見られたら、お客さんがこっちに流れてこないということですので、この区域を広げていただきたいんですけれども、その辺のことも、時間がないですね、ぜひ考慮していただきたいと思います。

そしてまた、そういう客引きをしているような飲食店は、ビルのオーナーにそういうところは入れないとか、ある程度規制をすとか、そういった対策を取る必要があるかなと思いますので、この客引き条例、また、ぜひ議論していただきたいことを要望しておきます。

それと、あと本庁の浸水対策で、全区では小倉北区と若松区ということになっております。ぜひこれも対策が必要かなと思いますけれども、今後建て替えると言われている門司区役所の移設地は高潮浸水のイエローゾーンに入っているところです。今後このまま行くということになれば、設計をやり直すべきではないかなと思います。設計変更をするか、外階段をつけることも考慮していただくようお願いしておきます。

○主査（渡辺徹君） 時間がなくなりました。

進行いたします。ハートフル北九州、奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 幾つかお伺いしたいと思います。

まず初めに、総務市民局に、この間の質問の続きというか、少しお聞きしたいと思います。

この間の答弁で、市民センターの職員の雇用についてお伺いしたわけですが、その中で、地域活動の拠点である市民センターにおいて、市が直接雇用すると地域主体のまちづくりが損なわれるというデメリットがあるという話だったんですけど、このデメリットについてもう少し詳しく、もし市が直接雇用したらどんなデメリットがあるのかというのをお伺いしたいと思います。

それから、関係者の意見や他都市の事例を参考に研究を進めていきたいと、最後にいただいたわけですが、この問題は10年以上前から同じ質問が議会でも何度か出ていて、この間どのような研究をしてきたかというのを改めてお伺いしたいと思います。

それから、質問の中でこれも聞いたんですけど、例えば災害がありました。門司の例を出しましたが、じゃあ市民センターの職員に何かをしてもらうといったときに、何かあったら労災が利くのかと聞いたときには、基本的には、各まち協は労災に入っているからという話がありました。時間がなかったのも、そのときは意見だけ言ったんですけど、労災認定となると、その業務の業務遂行性とか業務起因性ということが出てくるわけですが、例えば市民センターの館長からセンターの職員に何かお願いをして、そこで何か起きた場合というのは、本当に労災の認定ができるのか、ちょっと不安なんですけど、そこをもう一回お伺いしたいと思います。

それから、市民センターのWi-Fiについてなんですけど、今、危機管理室が整備をしているフリーWi-Fiがありますよ。もう一つが、企業から頂いたモバイル型のWi-Fiと、2本立てで使っていますよという答弁をいただいたわけですが、危機管理室の管理ではあるんですが、それぞれがどのぐらい利用されているかを、まず把握しているかというのを伺います。把握しているようでしたら、何か数字をいただきたいと思います。

それと、これもそのときに聞いたんですけど、時間切れであまり詳しく聞けなかったのもう一回改めて伺いたいのが、市民センター内のWi-Fiの管理を、今後も2本立てで管理していくのかと。この間は、たしかそういうふうに向ったんですけど、改めてお伺いしたいと思います。

それと、次に、市民センターの自動販売機のことをお伺いしたいんですけど、契約上いろいろ課題があって、まち協の自動販売機を全部撤去して、市で直接の設置をするということで、一斉に入札をしているということであるかと思えます。状況を見ると、まだまだ全館には行き届いていないという中で、昨年度の状況で構いませんが、何館に、どのぐらい今、自販機を置かれているのかということをお伺いしたいと思います。

あと、恐らく置いていないところは、入札不調で終わっていると。不調になっている要因をお伺いしたいと思います。以上です。

○主査（渡辺徹君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 市民センター関係で5点、御質問いただきました。

まず初めに、市民センターの運営体制の件について御答弁させていただきたいと思えます。

現在、市民センターについては、前回お話しさせていただいたとおり、館長は市の会計年度任用職員になってございます。受付とか事務の一部を担っているのは、まちづくり協議会から雇用された職員ということで、お互いに協力して行っている体制を長く続けさせていただいています。これを解消するときのデメリットを具体的にどのようなというお話でございませけれども、今、例えばですけれども、直営で館長と職員と市でやらせていただく場合には、市民センターの大きなイベントですと文化祭がございませ。文化祭のイベントは、クラブ活動をされている方だったり、まちづくり協議会で独自にイベントを企画されたりというので現在運用されていますけれども、そういったものは、館長とまちづくり協議会の職員と、そこに協議会の会長も入られることが多いと思いますけれども、話し合いながらできているというのが今の体制です。そういったふだんからのコミュニケーションというのが、今は非常に取りやすくなっていますけれども、まずそういったのが、直営になっても、もちろんコミュニケーションは取ることができますけれども、今のように密に行いづらというのが一つのデメリットだと感じてございませ。

次、2点目、他都市の状況と、関係者が今までどのように検討してきたのかということでございませけれども、例えば、政令指定都市で、コミュニティー施設の運営体制を調査させていただいています。現状としましては、17都市において、指定管理または管理運営委託ということで、直営ではなくて、館全体を、本市で言えばまちづくり協議会とかにお願いしているような形態が多くを占めているというのが、1つ状況としてございませ。

具体的には、今年度、熊本市は全体を指定管理にされていまして、実際、お話をうかがわせていただきました。もちろんいい面と悪い面とがございませして、よくいっているところは、地元の意向を強く反映できて、自主事業である程度収入を得ながら活動できていると。一方で、なかなか地元にながないといひませるか、活動が難しいところは、市がかなり支援をしてやっているということで、今後も引き続き、どういった形がいいのか、研究をさせていただければと思っております。

3点目、労災の件の御質問をいただきました。

労災認定につきましては、個別具体的内容での判断になることが前提ではありますけれども、一般的な考え方としましては、委託契約を結んでいる業務内容、今回でいうと、門司区限定ではございませけれども、避難所の鍵の開閉をお願いしているというのがございませ。そういった鍵を、市民センターに開けに行く途中で、例えば事故に遭われたと、そういったときには労災が適用できるのかということですが、これは適用できると考えてございませ。ただ先ほどもお話ししたように、どういった状況でというのは、その事故の特性での判断になりますので、あくまでも基本的な考え方ということでお伝えさせていただければと思っております。

次、4点目、Wi-Fiの件です。

危機管理室のWi-Fiと、あと寄附を受けていますモバイルルーターの使用です。この2

つにつきましては、我々総務市民局で所管させていただいているのがモバイルルーターになりますけれども、一応御協力いただける限り協定は続くということになっておりますので、引き続き、使用させていただきたいと思っております。

実績を把握しているのかというところでございますけれども、ルーターについては、同時接続で14台から15台で、貸出しをさせていただいております。利用が何件というのはちょっと今手元にはございませんけれども、一定数使われているものと考えております。

最後に、自動販売機への入札についてです。

自動販売機の入札につきましては、昨年度末に入札をさせていただきました。従前は、55の市民センターで自動販売機を設置させていただいております。実際には、設置されていない館とか、ぜひ置いてほしいというところも含めて、入札自体は85の市民センターで行わせていただいております。結果でございますけれども、30の市民センターで応札がありまして、現状としては、30の市民センターに自動販売機が置かれています。かなり落札率が低いというところで、その理由でございますけれども、まず1つは、事業者に聞き取りをさせていただいたところ、採算性が合わない。皆さん基準というものがございまして、収入に見合わないところはなかなか応札が難しいということが1つございました。あともう一つ、業界全体の傾向というのをお話いただきまして、今、飲料は量販店の販売をメインに考えていますと。自動販売機については、現状、なかなか積極的に設置は行っていませんという御回答をいただいております。ただ、引き続き、設置を望まれている館というのは複数ございますので、我々としては、前回一括で入札させていただきましたので、今回は、個別に分けて、もう一度今年度中に、再度入札のチャレンジをして、一館でも多く御期待に応えるような形で動いていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 地域・人づくり部長。

○地域・人づくり部長 W i - F i の件について、1件補足をさせていただきます。

危機管理室からいただいている情報なんですけれども、災害時における避難情報、防災情報等の把握のために、W i - F i を市民センターに、危機管理室が所管している部分ですけれども、設置しております。令和5年度、避難情報を発令した日のW i - F i の接続記録ですが、W i - F i の接続回数が1,788回、開設避難所数が846か所ということで、これを割りますと、1避難所の平均接続回数というのは2.11回と伺っております。以上です。

○主査（渡辺徹君） 確認ありがとうございます。奥村委員。

○委員（奥村直樹君） ありがとうございます。まず最初の職員の雇用の関係ですけれども、話しながらやっていることがメリットで、直接雇用だと密に行いづらいというお話がありました。ちなみに、じゃあ館長が市職員である理由というのは、どういうふうになっているんですか。

○主査（渡辺徹君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 現状、市民センターは直営施設ということで、市職員が直接管理を

するという位置づけになってございます。ですので、例えば館長を民間の方に直接お願いするような形になりますと、他都市でやられているみたいな指定管理制度とか、そういった新たな枠組みで制度設計を考えることになります。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） ですので、実質私も関わってきた中でいうと、今の雇用の形だから話合いがうまくいくというのも、もう多分違うんじゃないかなと思って。実際、前の質問のときも言いましたけど、雇用自体が難しくなってきた、なかなか話合いがしやすい人だけを雇っていくわけにもいかないし、雇用するときも、基本的には公募をかけていくのが基準でしょうから、そうするとなかなかまち協の役員やセンターの館長が思う人ばかりが来るわけじゃない。たくさん来てくれれば、その中から選べるんですけど、それは難しくなっていると思いますので、今まで考えていたデメリットとメリットをもう一回見直すべきだと思います。地域の声、これも地域によって随分違うと思いますけど、できれば柔軟に選択できるぐらいのことを示していただきたい。例えば、館によって、今のやり方が、まち協によってはいいというところも必ずあると思いますので、そこを一律にというよりも、これからは地域によってやり方を選べるぐらいのメニューを示していただきたいと思います。他都市の研究ももちろんやっていたいているわけですから、そろそろ何となく次の提案を出していただきたいと思いますので、ここは要望させていただきます。

それから、労災の件、いまだにやっぱり不安なんです。私もまち協でやっていて、本当にこれが対象になるのかなと思うんです。直接の指示命令が事業主であるまち協の会長や役員とかでないとなると、そうやって急に対象ではありませんとなったときって大変なことになると思うので、これも危機管理室で、ここで聞くことではないですけど、地域と連携して避難所開設運営事業なんかもまち協が受けていますから、何となく大丈夫やろうと受けていて、後で大変なことになってはいけないので、ここはまち協を所管する総務市民局で積極的に管理いただきたいんです。昨年度は報酬を出しますよみたいな形でやったときに、お金の関係で大分トラブルがあってやり方を変えた。危機管理室はそこまで回らないでしょうから、皆さんからもう少し積極的に関わっていただいて、こういった場合は、まち協の職員としてじゃなくて別枠なんだとかというのを考えておかないと、いつもの感覚だったら、災害のときは多分トラブルが考えられると思うので、いろんなケースを想定して、まち協に大きなダメージがいかないように危機管理室に言っていただきたいので、そこもまた要望させていただきます。あとは、各まち協の皆さんにも、請け負う場合はこういったことが考えられるんですよということを言っていただきたいので、よろしく願いいたします。

それから、Wi-Fiのモバイルルーターの件ですけど、これ前も言ったんですけど、故障した場合とかはどうなるんですか。今壊れていますと言ったら対応してもらえるんですか。

○主査（渡辺徹君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 今、御提供いただいているところとの契約上、故障した場合は、先方に御負担いただいて、ちゃんとした動くルーターを整備できるということになってございます。以上です。

○主査（渡辺徹君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 恐らくそれ知らないと思うので、私が知っているところでも、もう調子が悪いのがあったんで、対応が本当に可能なんだったら、ぜひ一回、そろそろ使っているところは故障が出ていると思うので、伝えていただきたいと思います。

それから、あともう一つ、非常に大きな問題だと思ったのは、利用状況が把握できていないというところで、難しいと思うんです。難しいですけど、そこが把握できていないということは、災害時だけじゃなくて、日常いろんなスマホの教室とかやっているわけじゃないですか。そこら辺とかもちゃんとできているのかという把握とイコールだと思うので、ここはしっかり把握していただきたいと思います。それを把握するためにも、危機管理室と2本立てでやっていると思うので、すぐに統一は無理だとしても、危機管理室に協力してもらって把握もしていただきたいし、本来、あれは災害時のとはなっているけど、日常4時間まで使えるわけじゃないですか。しかも、回線もしっかりした回線なので、そこはうまくやって、せっかくのインフラを使っていたいただきたいと思いますし、将来的には、インフラの整備という意味で、所管はどちらかに統一していただきたいと思います。

その関係で聞きたいんですけど、急に振って申し訳ないんですが、デジタル市役所推進室に伺いたいんですけど、市民センターだけではなくて、いろんな市の公共施設があって、そこにもインフラとしてWi-Fiをこれからどんどん、もっともっとつけていくべきだと思います。その場合、例えばデジタル市役所推進室がDXの一環として、一括して把握して管理していくなんていうのはどうでしょうか。難しいでしょうか。

○主査（渡辺徹君） DX推進課長。

○DX推進課長 Wi-Fiの管理について御質問いただきました。

今現在は、通信環境を整備するとか、それから、それを管理していくというところにつきましては、その目的などによりまして、各施設、各所管でそれぞれ実施していただくものと基本的には考えております。たくさん施設がございますので、要望のあったところ全てを統一してやっていくというのは、今現在はちょっと難しいんじゃないかなと考えておりますけど、市民センターの話とか、技術的な部分で御相談に乗れる部分はお話を伺いたいと思います。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） まさにその仕組みで、例えばその館のサイズとかによって必要な機器のレベルは違うし、例えば、回線はせっかく太いのを引いたのに、ルーターの質が低かったらもったいないとか、そういったところのアドバイスなんかはぜひしていただきたいと思います。

し、より効率的な、コンサル的なことを、ぜひDXの一環として、各施設に入っていたいただけらなと思います。

館によっては、例えばセルラー回線も入らない館とかがあるんです。壁が厚いからだったり、もともと回線が弱いところとかもあるので、例えばそういったところは、Wi-Fiをもっと積極的にやるべきだみたいな話とかも、ぜひ推進していただきたいと思うので、よろしく願いいたします。

それと、最後に自動販売機の関係で、さっき言ったように、なかなか入札が難しいところがあると。ちなみに、望んでいるのに自動販売機が入っていないセンターは、夏場の暑いときの水分とか、そういうのってどういうふうに対応しているんですか。

○主査（渡辺徹君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 基本的には、皆さん、御自身でマイボトルとかを持ってきていただくようお願いしているところなんです。どうしても緊急で水分が必要というときには、自動販売機があれば一番いいんですけども、ないときには、各市民センターには必ず水屋がございますので、そこを活用していただいて、緊急時は水分を取っていただくというのをお願いしているところなんです。以上です。

○主査（渡辺徹君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 水、おいしいですから、北九州の水はそれでもいいのかもしれませんが、でも、公共施設として、各校区に1つ設置される市民センターで、市民センターによってサービスが違うというのはあまり好ましくないと思います。

さっき言ったように、もともとまち協が設置していたところが、ルールの変更というか、かしがあったわけなんですけど、なくなって設置できなくなった。それが全部だったらいいですけど、一部ということはやっぱり不公平だと思うし、夏場のこの異常な暑さの中でもあるし、運動するクラブもあるわけですから、これはやっぱり、できないなら何か考えていただきたいと思うんです。例えば、人口が少ないところは設置されにくいわけですから。量販店の販売をメインにしているとなったら、量販店がないところこそ、自動販売機が設置できないという状況なわけですから。この間、財政・変革局に聞いたけど、入札のルール自体を変えるのはもう無理だという話だったので、となったら、各局の、今でいうと、市民センターなら総務市民局が何か工夫しない限りは多分クリアできない問題だと思うので、個別の入札だとしても、恐らく、今言ったように、量販店とかで、外に自販機が近くにないところこそ設置できなくなると思うので、何か手だてをぜひ考えていただきたいと思います。今なにか考えられたりしていますか。

○主査（渡辺徹君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 今ちょうど契約の話がございました。我々、今年の2月から3月にかけて一括で契約させていただきました。その後、採算性があまり見込めないところというのは同じやり方では入札できないんじゃないかということで、契約制度課とも御相談させていた

だいております。今のところ、我々が次の手として打とうとしているのは、随意契約を制度上できるということが確認が取れましたので、随意契約ですと、基本的に貸付けの一番低い価格で応札いただけるような条件になります。そこで、もう一度メーカーにお声かけをして、再度チャレンジをしたいというところが今の動きでございます。以上です。

○主査（渡辺徹君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 分かりました。ぜひ次の暑い時期までにできることを願っていますので、また、進捗をお伺いできたらと思います。終わります。

○主査（渡辺徹君） 世良委員。

○委員（世良俊明君） 私からは、令和5年度市議会事務局決算に関連して、1点要望を申し上げます。

市議会のホームページでは、議事録検索システムによって議事録を簡単に検索できるようになっています。しかし、遡って検索できるのは、平成9年2月議会からということになっておりまして、この間、期間拡大はなされていないと認識をしています。私は、6月議会で過去の平成2年度の本議会でのやり取りを例示して質問したんですけれども、その当時の内容を確認しようとする、紙の議事録をめくるしかなかったんです。デジタル化された議事録のありがたみも感じたんですけれども、過去の議事録というのは、決して軽視していいものではないと思っています。例えば、谷市長時代については、議事録はデジタル化はされていないのでありますけれども、例えば公害の克服でありますとか、都市インフラの整備の草創期など、北九州のまちづくりにとっても重要な時期だったと思います。こうしたこの時期の議会での論議を検索することができないのが現状です。

ちなみに、西日本地域では、福岡市議会、それから、熊本市議会、京都市会は平成3年度から遡ることができる。それから、広島市議会では昭和60年から、大阪市会は昭和42年から遡ることができるということになっております。そこで、本市の議事録検索システムによる検索可能な時期を少しでも計画的に遡及して、拡大していくべきだと考えていますので、今後の取組を要望しておきたいと思います。ただこれ問題は、議会でも、議会改革協議会等のテーマになるかと思いますが、それも併せて今後の努力もお願い申し上げたいと思いますし、ぜひ予算化も含めて取組をお願いしたいということを1点要望させていただきたいと思います。

○主査（渡辺徹君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 要望のついでに、検索システムで、名前のところなんですけど、名前が変わった場合、2つ名前が出てくるので、当時の議事録上の名前を変えることは、議事録という性質上できないということで、例えば旧字は略字になったり、御結婚されて名字が変わったり、漢字が平仮名になったりした場合は2つ出ます。その委員の、例えば発言をずっとたどりたいたいと思ったときに混乱が生じるので、検索上の仕組みで一つにまとめて、両方がヒットできるような、そんな仕組みも、もし今の議事録の改編をするのであれば、併せて改善していた

できればということで要望させていただきます。

○主査（渡辺徹君） 三宅委員。

○委員（三宅まゆみ君） そんなに使わないと思いますけれど、数点お尋ねさせていただきます。

まず、せんだって、間違えてほかの局で言ってしまったんですが、定年退職をされた再任用職員と雇用延長者との給与の格差について伺います。

再任用職員の方は定年退職して5割、雇用延長者の場合は7割ということで、格差がついています。仕事の内容はとお聞きをしたら、あまり変わらないというようなことを伺っています。やっぱり動機づけというところで、この2割の格差というのは非常に大きいのではないかなと。国の方向性でというようなことではあるんですが、ただこれはいかななものかなと思います。せめて手当、例えば勤勉手当とか扶養手当とか住居手当、何かをつけることによって、少しでも差を小さくするということはできないのでしょうか、お聞かせください。

それから、選挙の関係でお尋ねさせていただきます。

令和5年度に出してある資料を拝見しますと、政令指定都市の投票率調べということで、これを見る限りは昨年度行われた県議選の投票率が政令市で一番低く多分なっているようなのですが、これについてどのような見解をお持ちなのか。市が委託をされていろいろやってらっしゃると思いますが、その点についてお聞かせいただきたいということと、それと選挙の際に、最近はやりたい放題っていう感じの状況が見受けられるのですが、選挙管理委員会として、いわゆる知ろうとか、もしくは何かしらルールをきちんと守るようにというようなことはされていらっしゃるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

多少は目をつぶったとしても、あまりにも露骨に過ぎるといえるか、目を覆うという言い方よりも、とにかくびっくりしてしまうような状況が今行われていて、そのあたりもいかなものかなと思いますが、お聞かせをいただきたいと思います。

それと、デジタル市役所推進室に、昨年度いろいろ施策を進めてあって、市もオンラインでいろんな手続きができたりということはやっているんですが、昨年度、どの程度、市のデジタル化が進んだのかという、全体的な方向性といったらおかしいですね、状況を教えていただけたらと思います。

それと、あと市民センターについてです。せんだって、避難するような台風の場面もありましたけれど、やっぱり市民センターにシャワーをつけてほしいという御意見を多くいただきます。館の方からも、こういった御要望をいただいています。市民センターにシャワーは、以前も申し上げたかもしれませんが、これは予算もかかることなんですが、何なら簡易的なものでも構わないと思います。小さなお子さんが避難している場合に、例えばお漏らしをしてしまって、ちょっと汚れたときに洗ってあげるとか、それから、赤ちゃんまでいなくて、もうちょっと大きいお子さんとかだと、なかなか、赤ちゃんだと拭いてあげてというのができるんですが、もう少し大きくなるとそれも効きません。それから、高齢者の方も失禁をしてしまった

りとか、いろいろありますけれど、そういったときも対応ができない。もしかしたら何日も帰れないような状況になってしまう場合もあります。そのときに、何もないというのはいかななものかなど。これだけ災害が続いていると、危機管理という形でも必要なのかなと思いますが、その点についてお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○主査（渡辺徹君） 給与課長。

○給与課長 それでは、再任用職員と定年延長の職員の給与の差について御説明させていただきます。

まず、再任用職員制度自体は平成13年度から、それから、定年延長制度については令和5年から、国の制度導入及び人事委員会勧告の内容を含めて、私どもで制度化させていただいております。

現行、委員がおっしゃられたとおり、再任用職員については現役時の5割程度、それから、定年延長の職員については現役時の約7割程度の給与となっております。これにつきましては、国の制度、それから、人事委員会の勧告の内容、そういったものを踏まえて、本市で制度化をしておりますが、基本的には国に準じた内容となっております。国がどう判断しているかという部分に関しましては、民間企業の状況、こういったものを見ながら、国で水準の設定なり制度化をしたと聞いております。

法制度上、均衡の原則等がありますので、この件について、なかなか本市独自で何か手だてをするというのは、現状は難しいと思っておりますが、ただ民間の状況がどう変わってくるかというのが重要な部分になってきますので、今後も国の動きだとか民間の動き、そういったものを注視していきたいと考えております。以上になります。

○主査（渡辺徹君） 選挙課長。

○選挙課長 選挙に関してお答えさせていただきます。

まず1つは、昨年行われました県議会議員選挙の投票率が非常に低いというような状況でございます。ちなみに、都道府県の県議会議員選挙につきましては、統一地方選挙で行われるというのがスタートしております。これは昭和22年からなんです、そのときは100%だったものが、現在の統一率というか、統一地方選で行う率が27%と非常に低くなってきております。20政令市あります中で、県議会議員選挙を統一で行っていないのは2つしかありません。北九州市と仙台市になります。ほかのところは、何かしらの、市長であったり、県知事であったりというところと一緒にしています。本市も県知事と県議ですずっと行ってきましたが、県知事が外れたことで、県議だけ単独で行っているという非常に少ない政令市になっております。

なお、統一地方選挙が終わった後に、毎回、国の明るい選挙推進協会が、どの選挙に関心がありますかというような調査を行っていますが、それぞれやっぱりパーセンテージは違うんですが、県議会議員選挙だけが6.9%と、どれも関心がないという回答12%よりも低いような状況になっております。やはりそのあたりが、県議会議員選挙の投票率が低いというのに非常に影

響しているのかなど。やっぱり札幌市とか大阪市とかは、いまだに知事、それから、県議、市長、市議を同一の日に行います。やはり投票率は高くなる傾向にあると考えております。

もう一点は、都知事選挙であったり、その前の補欠選挙であったりで、いろいろと行われた対応について、委員が言われているんだと思います。その点につきましては、我々も市議会議員の次の選挙に向けて、皆さんにも、市議会議員選挙に向けての注意点というものをお配りさせていただきました。その中で、ポスターであったり、のぼりであったりはNGとか、そういうことを周知させていただいたところですが。その中でも、4月に東京で行われたときの選挙妨害罪、そういうのも注意してくださいよということをやっております。また、ポスター掲示場に関して多々ありましたけど、それに関しては、やはり選挙運動に係る部分でありますので、恐らく議員立法にて、秋の国会で何らかの改正が行われるとも考えていますし、我々も期待しているところです。

そういった状況を踏まえながら、我々、年明けに市議会議員選挙がありますけど、立候補予定者説明会でしっかりと御説明させていただくとともに、取締り機関であります警察ともしっかりと連携をして対応したいと考えております。以上です。

○主査（渡辺徹君） D X推進課長。

○D X推進課長 令和5年度のデジタルの取組の実施状況についてお答えさせていただきます。

私ども、令和3年度にD X推進計画を策定しておりまして、その中で12の集中取組項目を定めてございます。この中から幾つか主なものを御説明させていただきます。

まず1つ目が、マイナンバーカードの普及促進というところで申し上げますと、現在、普及率は約75%まで行っておりまして、証明書のコンビニ交付でいきますと、令和2年度に5万枚ぐらいであったものが、昨年度、令和5年度では26万枚、証明書の全交付枚数の約4分の1までのところがコンビニ交付でされているという状況でございます。

それから、行政手続のオンライン化につきましては、オンライン化の対象になった手続が、2,790種類ございまして、そのうちの1,940種類、69.5%がオンライン化が完了しているという状況でございます。

続きまして、デジタルディバイドの対策では、各市民センター等でデジタルの活用講座等を実施しまして、昨年度は延べ1,244回、1万5,000名弱の方に受講いただいております。

それから、市役所内部の業務の効率化というところで申し上げますと、A Iで議事録を作成する支援をしたり、ローコードツール、キントーンのようなものを活用することによって約5万5,000時間の削減時間を生み出しております。

また、デジタル人材の確保育成というところでは、市役所の職員のデジタル人材の育成にも昨年から取り組んでおります。3年間で2,400名、職員の人材育成をするということでスタートしておりますが、昨年度、各職場でD Xの旗振り役となるD X変革リーダーを750名選出いたし

まして、講義、全4回、11回の講義を受けていただいております。そして、ゴールド、シルバー、ブロンズと位置づけているんですけど、まず昨年度はシルバーの認定を600名させていただいたというところでございます。主なものは以上になります。

○主査（渡辺徹君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 市民センターの避難所の機能として、シャワーを、簡易的なものであっても設置してはどうかということについてお答えいたします。

まず、市民センターの場合、設置に当たりましては、まずシャワーの設置スペース、それと脱衣所がどうしても必要になりますので、それらを含めたスペースが新たに必要になります。あともう一つは、市民センターの、現状では134館を避難所に指定させていただいておりまして、それらにそれぞれシャワーを設置すると、費用面の問題等もありますので、検討すべき課題は多くあるのかなと思っております。

いずれにしましても、市民センターに簡易シャワーを設置する、本当のシャワーもですが、設置する件につきましては、避難所としての機能の在り方について、所管をしております危機管理室とも御相談して、こういった御意見がありましたということも含めてお伝えさせていただきたいと思っております。以上です。

○主査（渡辺徹君） 三宅委員。

○委員（三宅まゆみ君） ありがとうございます。

まず、退職した再任用職員の方と雇用延長者の給与の格差については、民間の動向をというようにお話でした。ただ、やっぱり働いている方にしてみれば、ほぼ同じ仕事内容で2割の格差というのはあまりにも大きいと、誰が考えても思うと思えます。そこを、国の制度に合わせてということではありますけれど、少しでも格差を下げるために、全く一緒ってことにはなかなか難しいかもしれませんが、何かそこにプラスをするということが必要なのではないかなと。でないと、もう動機づけがどんどん失われてしまうというか、働きがいというところも薄くなってしまわないかなとも思っています。ぜひ手当という形ででも何か取り組めないか、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、選挙の関係です。

大変気になっているのは、やっぱり北九州市は高齢化が非常に進んでいます。どんどん高齢者が増えていくと、歩いて市民センターに行くのも、それから、事前に期日前投票といっても、バスに乗ってとか、例えば若松なんかだと、バスの本数が限られているとか、もしくは一番寒い時期なんです。そうすると、高齢者は行きたいけれども行けないっていうのを、非常にこの間も聞いていましたけれど、またさらに、その層が増えていきます。例えば、私が住んでいるところの市民センターだと、坂を上らないといけないんです。その高さの方たちが真っすぐ横に行くにはいいんですけど、結構急坂を上がっていきなきゃいけない。とても行けませんというようなことをよく言われます。ほかにもそういう地域が結構あると思っております。やっぱり投票

所の関係を少し考えていただきたいのと、投票者の足の確保みたいなものも、今後考えていかないと、投票率はさらに下がっていくのではないかなと非常に危惧しています。圧倒的に高齢者の数が多いわけですから、その層が行けなくなってしまうとおのずと投票率が下がります。来年の1月ということで、もう日にちも決まりましたけれど、今からでも、何かしら、少しでも投票率の向上を目指して策を考えていただきたいなと思います。

それから、選挙活動が本当にやりたい放題で、びっくりするような状況です。国も、今いろいろ進めているということですが、市としても取り組んでいただきたいですし、今も選挙ではありませんが、選挙前の活動もかなりびっくりするような状況もあつたりします。ですから、そういうところにはしっかりと指導とか、何かしらの文書を配布するなり、もちろん警察がということもあろうと思いますが、選挙管理委員会としてやれることはきちんとやっていただきたいなと思います。

来年は、今のところ、予測される数も非常に多くなっています。ですから、これは令和5年度の決算ですから、どうかなと思いますけれど、今年度の予算でやれるのかなと。倍ぐらい、要は看板の設置の枚数も、多分倍ぐらい必要でしょうし、そうなると、公費でのポスターとか、様々に増えるのではないかなと思っていますので、そのところを。実際になってみなければ分かりませんが、そういったこともしっかりと考えていただいて、きちんと選挙が、少しでも投票率が向上するように、今のまま、県議会議員選挙もそうですけれど、別々にやるから低いので、それでいいんですということではまずないと思いますから、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、デジタル市役所推進室から、着実に進んでいるというようなお話を伺いました。ここから、10年、20年は、まだまだデジタルとはなじみのうすい、さっきも申し上げたように、高齢化率もどんどん上がって行って、学習しても、高齢者の方は忘れます。軽度認知症、実際には、病院には行っていないけど、軽度認知症の割合って物すごく多いと言われていて、携帯なんかで聞いたけど使い方が分からないとか、高齢者の方は皆さんおっしゃるんですけど、いや聞いたんだけど、これが分からないとか、どうしていいか分からないというようなことをしょっちゅう聞くんです。そうすると、せっかく市が進めていても、なかなかそれが享受されないというか、市民の方には享受されない方が多いのかなと。だから、もちろん片方では、これをしっかりと進めていかなければいけないというのは重々承知しておりますし、また、AIが進んで、さらにDXの部分で、もっと内容が進んでいくんだと思うんです。これはその部署に言うことではないのかもしれませんが、デジタルを享受できない方々が、非常に後れを取らないように、ぜひ、そこも踏まえてやっていただきたいということと、ポイントを決めて御指導いただくとか、特にやっぱりIP弱者という方たちに優しい町であってほしいなと思います。そういう方たちが不利になってはならないと思いますので、ぜひその点もよろしくお願ひしたいと思います。

あと市民センターのシャワーについてなんですが、やっぱりこれだけ災害が増えていると、考える一つではないかなと思います。今までだったらすぐ帰れた。でも、本当に大きな災害が来てしまうと、帰れない状況ができてしまいます。そういったことも踏まえて。それと、物すごく、今暑いですね。幾ら市民センターに空調がと言っている、もしかしたら空調がどうなるのか、どういう状況があるか分かりませんが、そこが非常に私は大事じゃないかなと。今回も、伺ったセンターの方から、ぜひシャワーを設置してくださいというような御要望をいただきましたので、そのこともお伝えをして終わります。

○主査（渡辺徹君） 進行します。自民党・無所属の会、吉田委員。

○委員（吉田幸正君） よろしくをお願いします。

まず、今、客引きの話もありましたので、幾つか確認をさせてください。

ちょっと問題が大きくなってきているなという感じが率直にしています。それで、まず現状の認識と、今度1,487万円の予算がついて、新規となっていましたので新たな取組だったと思いますが、その取組について教えてください。

それと、戦略的広報、この間、議会でもちょっとやったんですけど、そのとき総務市民局長が答えいただいたんですけど、実際は市長公室の話だと僕は思っていて、市長名というか、後援、応援をするという意味で、市が後援をしたイベントの告知もやらない。どうも多忙だというふうな話だったと思うんですけど。僕自身は、にぎわいづくりというのは、市がやっていることももちろん重要ですけど、民間がやっているからこそ町がにぎわうと強く思っていますし、本当は市が何もやらなくても、民間がどんどんやってくれて、税金も投入しなくて、コンサートもエンタメもいっぱい来てくれるというのが、福岡市なんかは、そんな状況下にあるんじゃないかなと思っています。

それで、後援をしないという理由を改めてと、それと、僕やっぱり思いますのは、職員の方は、あまりにも情報量が多くて、人的な物資が割けないのでというときに、DXという言葉があって、それを解決するために、今皆さん相当に努力をされているんじゃないかなと思います。あるいは、スタートアップなんかもあって、そういうことを開発して、もし本当は皆さんが町の情報を発信したいと思っているけども、人的余裕がないときに活用できるんじゃないかなと思っていますが、まずそもそも後援をするイベントを公表しない理由を、もう一度確認をさせてほしいと思います。

それと、テレビやなんか見ると、武内市長の顔を見ることが本当に多くて、これは以前から比べて相当よくなっている、一番よくなっているのはそこじゃないかなと思うぐらいテレビに出ていただいて、これは本当にもう率直にいいことだと思っています。それで、町の人たちも、市長がよくテレビに出るので、頑張っていらっしゃる、テレビに出るからなんだと思います。

問題は、テレビに出たときに、どう映すか、どうコメントを出すかみたいなのが、戦略チームでできているのかというのを聞きたいんです。というのは、多分市長一人で考えているわけ

はないと思いますが、例えば2つ事例を言うと、給食大作戦というのがあって、おいしい給食を作りたいですと。とても有名なシェフの人たちがずらっと並んで、すごいなと思って見ましたが、インタビューすると、おいしい給食を市長が、私が責任を持って皆さんにお届けしますと。シェフの方に聞くと、無農薬なり、おいしい御飯を私が作りますから楽しみにしてくださいと。テレビに出ると、子供たちはおいしかったと言うんですが、実際に今まで日々ずっと給食を作ってきた従事者の方がいらっしゃるんですが、その人の息子さんが、僕友達なんですけど、母親がテレビの前で泣いていましてね。私らが作っているのは、そんなにまずいでしょうかというふうなとらわれ方をしたんです。多分、市長はそういう思いではなくて、ふだんの給食とは違う、シェフのちょっと独創的というか、おしゃれというか、その切り口をPRしたかったんだと思うんですけども、もし僕が尋ねられたとしたら、そこには日々ずっと子供たちにおいしい給食を作って、おいしい給食でしたよと言われている、働いている方がいらっしゃるので、その人も一緒に並べてもらって、私たち、そういうおしゃれとか、そんなのはできないけど、私たちが勉強になりますと言ってもらって、シェフの方はシェフの方で、日々の給食を作ってもらう人にリスペクトをして、市長が真ん中に立たれて、いい給食をやりましようと思分やるんだと思うんです。

もう一つあったのは、おすしを小倉城で食べて、僕はおすしをずっと応援もしてきましたから、いい話だと思ったんですけども、テレビに出ると、地元の、実は僕の友人でもあったんですけど、数万円の料理を食べて、親孝行ができてよかったですというのが流れて。もし僕が相談をされていたとしたら、白人というか、外国人の旅行会社の人とか、あるいは中国人の富裕層の方とかがスマホ片手に、高くないですか、いや、こんなの安い、こんなのすばらしいですという広報をやるんだらうと思うんです。だから、やっていることはすばらしくて、僕らも、空港のオータムコレクションもそうですが、本来3,000メートルになりますので、いいPRをどんどんやってほしいときに、アイキャッチで、北九州市がそれだというならいいんですけど、僕たちにはテレビを通じてそうは見えてこないんです。

ここは質問です。自分が伝えたいことがあってやるときでも、人を傷つけちゃいけないと思うんです。それで、ああいうときの、どういうコメントにしようというチームがあって、正式にちゃんと話合いができていくかというのを教えてください。以上です。

○主査（渡辺徹君） ここでちょっとお諮りします。

もう12時近くになっておりますので、自民党は、あと何人ぐらい。5人。

じゃあ、この答弁が終わりましたら休憩したいと思います。安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 客引きに関する質問に対してお答えさせていただきます。

まず、客引きに対する認識というところですけども、先ほど申しましたように、これまで145件の指導、処分を行うなど、全面施行前後で客引き人数が半減するなど、一定の成果を上げていると考えております。また、客引き行為というのは、市民、それから、通行される方の安

全な通行を阻害したりとか、都市イメージの悪化にもつながりますので、引き続き取締りを続けていく必要があると考えております。

それから、2点目ですけれども、令和5年度の決算額約1,500万円の内訳ですけれども、巡視員の人件費3人分を計上しております、それが約1,200万円と、それからあと、客引き巡視員の補助業務、令和5年度は、ガーディアン・エンジェルスというところにパトロールを委託しておりますので、その分を合わせて約1,500万円となっております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 広報戦略課長。

○広報戦略課長 市のホームページへの後援事業の掲載について御説明させていただきます。

まず、後援事業を掲載しないと、先ほど言われていましたけれども、基本的には、ホームページに掲載する情報については、公式ホームページ管理運営要綱において、市の主要な事務または事業の概要、市や市の外郭団体等が主催または共催する事業などの市の事業を掲載するものと定めているところですが、各部局で掲載の必要があると認めた情報については、後援なども掲載できる運用としているところでございます。

ただ、まず、市の共催事業とは、民間が実施する事業について、企画運営や経費の一部などを市が分担するもの、後援につきましては、北九州市が賛同する意を表するものと定めているところです。こういった民間が主体となって実施するところにしております市の後援イベントについて、どこまで行政が主体的に広報するか、情報発信していくかについては様々な考え方があるところで、本会議のときには総務市民局長からそう答弁させていただいているところでございます。

後援を掲載することにつきまして、後援に基づく掲載情報が大幅に増加することの影響をどう考えるかといいますと、例えば、市として本来伝えるべき市の主催事業や、安全・安心などの生活に密着した情報などが確実に伝えられなくなるのではないかと、市の媒体であるホームページに掲載する以上、より慎重な審査が必要ではないかと、天候等による中止や延期といった情報更新など、細かな管理が必要となるのではないかと、そういったことを踏まえて、いろいろ職員の負担とかも増加する可能性があることについてどう考えるかということについて慎重に検討する必要があるというところで、本会議のような御説明とさせていただいたところでございます。ですから、現行の、所属の判断で後援情報等も掲載できるという運用の中で、当面对応していきたいというところで御回答した次第でございます。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 報道課長。

○報道課長 市長を活用した情報発信、特に定例会見であったり、個別の会見、また、先ほどもお話がありましたとおり、例えば寿司&キャッスルとか、そういった外に出ていろんな情報発信をするケースもございます。そうしたときに、戦略的なチームがあるのかというお尋ねでございますが、まずやはりこういった会見等で情報発信をする際には、やはり市民に理解と協力を得る、そして、共感を得て、いかに皆さんに届くようなメッセージを発信できるかという

ものが非常に大事だと思っております。そうした中では、会見の中であっても、例えばフリップを出すであるとか、そういったところでプレゼンスを上げるとか、市民に分かりやすく伝えるということも大事でございますし、また、ストーリーを持って伝えていくというようなところも大事でございます。そうしたところにつきましては、我々報道課で定例会見とかの準備をする中で、市長の勉強会を開催するんですが、そのときに、市長公室の中にありますマーケティング課であったり、今回新設されました戦略担当とか、そういった職員も一緒に入っている知恵を出しながらコメント等についても考えていくというようなところで対応しているところでございます。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） そしたら、もうお昼になっちゃったから、短くしなきゃいけないなと思っております。

○主査（渡辺徹君） 1回休憩して。

○委員（吉田幸正君） ここで1回休憩、そうですか。

○主査（渡辺徹君） 12時になりますので、しばらく休憩いたします。

（休憩・再開）

○主査（渡辺徹君） それでは、再開いたします。休憩前に引き続き、質疑を行います。

それでは、吉田委員。

○委員（吉田幸正君） おにぎり小さいのを6個食べちゃったんで、ちょっと電池がなくなっちゃった感じがありますけども、丁寧にさせていただきたいと思っております。

まず、客引きです。一生懸命取り組まれている、人件費1,000いくら、ガーディアン・エンジェルスうんぬんと、これが町の我々からすると、やっぱりあまり改善になっていないように見えてしまっていて、同時に福岡の筑紫口が大変大きな実情があったわけですけども、徹底してやると宣言をされて、一掃、全員連れていかれちゃったらしいんです。それで、しばらく全然いなかったら、また、ちょろちょろ出てきたみたいな話もやっぱりあるので、正直言うと、私たちごっこなところはあるんだろうとは思っていますが、条例をつくって、新規の予算を、税金を投入させていただいたということになると、もう一段やっぱり上げる必要が正直あると思っております。

それで、どうなんですかね。これ、市長がどういうふうにお考えかということをお聞きしたいんですけども、今後、どういうのかな、必殺の技というか、これがあれば必ず、例えば監視カメラをつけて、AIがうんぬんで、警察が張りついて現行犯うんぬんですよというようなことを徹底してやりますみたいなことがありますか。

また、エリアのことも、今日は答弁要らないですけども、やっぱり現状として、堺町、鍛冶町が今入っていないんですが、あそこはやっぱりもう見過ごせない状況になってきているなと思っております。条例を見ると、市長の権限で変えられる内容となっておりますので、そこは問わせて

いただきたいと思います。超新たな取組というのがありそうかということだけ教えてください。

○主査（渡辺徹君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 客引きに関して、新たな取組があるかという御質問にお答えいたします。

1つは、これは客引きを利用する人が多くいるために客引き行為が成り立って存続しているというところがありますので、利用者対策として、客引きを利用しないようにといった啓発も、今取組を始めております。

それから、今、他都市の状況で、先ほど言われました、防犯カメラでAIを活用したという事例も、私ども承知しておりますけれども、あまりうまくいっていないというふうなことも聞いておりますので、また、他都市の状況も見ながら、対策を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） ありがとうございます。あの条例を見ると、市民の責務というか、使わないというところはあるんですけど、我々市民からすると、その前にやらせるなということが絶対強く出てくると思いますので、そこは、お尋ねさせていただきたいと思いますので、今日はこれで結構です。

それと、広報です。まず、順番がちょっと変わるかも分かりませんが、市長のところで教えてください。市長お一人で考えられているんじゃないかというのは、僕、正直よかったなと思っているんですが、それを踏まえてあれを見ると、先ほど、共感という言葉をあれたんですが、具体的に、例えば給食従事者の方とか、あるいはおすし、僕ら、7、8年前のおすし的时候は、焼きうどんと焼きカレーをやっていたらしゃったので、S級と言って、高いグレードのものをしっかりということだったので、やっぱりあの場では、欧米とか富裕層の観光客にPRすべきだったんじゃないかなと思っています。あるいは、空港のことにしても、北九州とみやびさんがすごく刺さっているので、華やかにやりたいという気持ちは分かったんですけど、あれをもって何を伝えたかったのかというのが、よく僕では読み取れなかったところがあるんです。それで、これはもう要望にしかならないと思うんですけども、共感、そうじゃない方にぜひ寄り添ってもらって、何のことにしても、とにかく分かりやすく伝えてほしいと思います。ですから、テロップを使ってもらってもいいですけど、よくよく寄り添って、いいPRをしてもらいたいと思いますし、本当言うと、議員の関係の方たくさんいらっしゃるんで、こういうPRやろうと思って、こういうしつらえをしていますと言うと、多分皆さんより我々、それぞれの議員のほうが町の人たちとよく接していますので、それは例えば給食の従事者を入れたほうがいいのか、アメリカの人を入れておいたほうがいいのか、アドバイスのやり取りができると思うんですよ。それを我々が思っても、テレビで見たみたいな感じになっちゃうので、そこはぜひ、我々もPRの協力は一生懸命やりたいと思っていますので、よろしくお願

いしたいと思います。要望でいいです。

それで、最後に、後援したイベントの広報をやらないというところがちょっと引っかかるので、幾つか教えてください。

例えば、環境局なら環境局、産業経済局なら産業経済局で、これはぜひPRしたいというのがあれば載せてもいいですよということなんですが、議会の質問で、僕平成25年9月だったと思うんですが、原則として後援のイベントは告知をしないということですが、その方法について考えるということになって、民間のそういう告知する団体とか、あるいは市の中でも、市が特に認めるところがあれば広報するというところになったと記憶をしています。広報をする気がないものを、今度、後援をするというのがどういうことかなんです。市民のためになると思っているから、皆さんしっかり協議をされて、後援をそれぞれの課、部がやっているんだと思うんです。それをやっぱり伝えるべきじゃないですか。1つ質問をさせてください。ちょっと同じ質問になっているかも分からないけど。

○主査（渡辺徹君） 広報戦略課長。

○広報戦略課長 繰り返しになりますけれども、もちろん、市が後援する事業というのは、民間が行うものについて、その趣旨に市が賛同したものということで、後援という名称をつけているところがございます。その賛同というのが、広報まで含まれるかというのは、それぞれの考え方があるかなということもございまして、後援まで広げていくということが、全ての後援事業について広げるということになると、先ほども申し上げましたとおり、いろいろ議論すべき、検討すべき課題があるのかなと考えているところがございます。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） そこで、先ほど申し上げたのが、民間のスタートアップみたいなことを思っていますけれども、実際に聞くと、例えば僕が、野外映画なら野外映画やりたいですよ。それを、PDFのチラシを作って、何歳が対象ですか、ゼロ歳から90歳までいいです。無料ですか有料ですか、無料です。何日開催ですか、何日です。50文字でPRしてください、50文字でPRを入れる。何日まで広報してほしいですかということ、いや当日までしてください。つまり、何月何日までしてください。それを、スポーツ、文化、何とか何とかなのジャンルに分けて広報する。それをやる側は送るというアプリがあったとして、僕は実際、川崎市が今一番はやっていると言われているんですけど、川崎市のアプリが物すごく優秀で、僕らもよく見ているんですけど、そういうものがあって、皆さんの手をそれほど煩わせないというか、広報したい事業者がそこへ申し込めばいいだけの話だと思うんですが、そういう仕組みがあったとしても、広報することはやらないですか。仕組みがあったとして、今はありませんけど。

○主査（渡辺徹君） 広報戦略課長。

○広報戦略課長 仕組みをつくるとした場合、今度はそこに登録する団体について、何らかの審査が必要かと思っておりますし、市の公式とする場合、その情報には、何らかの審査というのが、

実際川崎市もちょっと勉強させていただきましたけれども、登録の時点での審査と、実際に情報を掲載する段階での審査というものはあると認識しております。

○主査（渡辺徹君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） それは後援の判こを押すときにはやるんじゃないですか。

○主査（渡辺徹君） 広報戦略課長。

○広報戦略課長 趣旨に賛同するという今の定義ですね。後援の定義というところでは、もちろんやっているところですけども、それを市の広報媒体に載せるとなってくると、また、拡散力とかもかなり変わってきますので、その点で審査する必要があるものとかが出てくるかなと思っております。

○主査（渡辺徹君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） 今、市の情報拡散力という言葉が使われましたけど、例えば北九州LINEというのを僕らも随分応援をしていて、今8,900ぐらいだと思っています。これ福岡市は190万なんですよ。そういう意味でいうと、北九州市の発信力をそもそも求めているというよりも、実は子供の体験をリサーチできる仕組みをつくってくれがその話の原点にもあるんですけど、子供がリサーチしようといったって、リサーチする場所が正直ないんです。僕でも見つけられないので、子供も多分、同様ぐらいの検索能力だと思います。その上で、この事業を市が後援していいかどうかというのは、各局がやります。その上で、広報したいかどうかはその事業者が決めるんだらうと思うんですよ。市の拡散力を期待しているわけじゃなくて、探す我々が、市民が、今週の日曜日、ただで5歳の子供にスポーツの体験させたいけど何かないかということを検索するのは、それほど難しいアプリじゃなくてもできるということは、全国を見て証明されていて。ちなみに北九州市が、教育委員会がそういうことを告知しないとなったときに、全政令市に問合せをさせてもらおうと、ほとんどのところは、後援のチラシはまきますよ。やらないというところは、必ず市がネットで全部情報を集約してくれるので、それをお伝えしていますと言うんです。北九州市は、民間の子供たちの無料体験イベント、後援をしたものも、子供たちにもお伝えをする場もつくらない。今つくれていないですよ。後援をしてほしいと、例えばロボットを子供たちに体験してほしいというイベントをして、何とか局から判こを押してもらって、ところがそれは広報してもらえないので、自分たちで頑張らなきゃいけない。今までどうやったかという、学校へ配ってもらっていたんです。それが働き方改革の中でなくなった。教育委員会に聞くと、子供たちがリサーチをする力を身につけさせるということで、そこはしっかり飲み込んで、じゃあリサーチできる場所をつくりましょうというのがこっちの話なんですよ。それが、どのイベントが正しいか、このイベントを出すと、市が本当に伝えたいことが伝わらない可能性があるというのと全く結びつかないんです。

改めて聞きますけど、全国ほとんどの政令市でやっているように、アプリ等々で市の後援のイベントを告知する方法があったとしたならば、それは広報できませんか。

○主査（渡辺徹君） 広報戦略課長。

○広報戦略課長 やはり私たちも政令市の状況とかも調べていますけれども、基本的には、やはり多いのが、事業によって判断しますとか、各部局が判断しますというところも半分程度あるところなんです。だから、仕組みとしては、今、私どもの市のホームページでも、情報を掲載することは可能です。なので、後援を受けた部局が、これはぜひ広報までやりましょうという話になれば、情報を掲載することは可能となっております。

○主査（渡辺徹君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） 北九州市イベントカレンダーとか、例えば、ぐるリッチじゃなくて、もう一個のところを見ても、はっきり言って、それは載っていません。僕たちがどれだけ探しても、僕たちがやる、あるいは応援しているイベントなんかは出てこないんです。ホームページとかがしっかりあってやっているところというのはまだいいんですけど、それはイベント名が分かってサーチをしないと分からないので、やっぱりなかなか出てこないんです。皆さんにしっかり広報してくれと言っているわけじゃなくて、皆さんはただ掲示をしてくれれば、探すのは利用者が探す仕組みなので、プッシュ型でLINEが占有されたら、ほかの情報がみたいなことには、僕はならないと思うんです。ちなみに、スタートアップの勉強会というか、常任委員会の審査もあって、スタートアップに日々の税金をたくさんつぎ込んで課題解決をしようと、これは民間だと思ってしまうんですけど、役所の中の課題は、僕は一つの課題だと思っているんですよ。市がこれだけにぎわっているのに、にぎわっていることが見えない状況を、スタートアップの人たちに解決してほしいなと僕は思っているんです。聞くと、それほど難しくない、半笑いしながら、そんなこともできないんですかぐらいのテンションで来られるんです。もしあったとして、市がこれはいいい事業ですよと後援をして、かつ事業者が広報を希望する場合には載せられますよね。

○主査（渡辺徹君） 広報戦略課長。

○広報戦略課長 あくまでも、その仕組みをしっかりとつくって、どういうものを掲載しますという仕組みをしっかりとつくった上であったら載せられると考えます。そこも含めて、今後いろいろ研究していきたいと考えているところでございます。

○主査（渡辺徹君） 市長公室長。

○市長公室長 今、担当課長がいろいろお答えしましたけども、やはり市が情報発信するところの重みというか、責任というか、そこは1つ大きいとは思いますが。それで、先ほど申し上げたように、もともと吉田委員がおっしゃったように、後援申請があったときに、当然審査はするんですけども、より一層、もし発信するとなると、やはりもっと念入りに審査をしていくことになるんだろうと思います。

あと実際に、今ざっと後援件数が多いところ、例えば教育委員会とかが多いですけど、ざっくり調べて年間1,000件以上あるようです。吉田委員が本会議で言っていたように、多分時期に

よって濃淡があるんでしょうね。そうなってくると、仮にホームページに載ったときに、やはりホームページは、市の事業を発信するということになる、民間の情報がたくさん載ってきて、本来、市が伝えたいホームページの情報がどこまでどう伝わるかというのは、私たちも難しいところはあるかなとは認識しているところでございます。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） これさっきの話、もう一個前の話に戻った感じなんです。情報を発信してくれとお願いしているわけじゃないんです。情報を提供して、取りに行くのは民間人なので、1,000件のイベントを、LINEならLINEで送ると、本当に送りたいのが820番になっちゃうからという、それはそういう仕組みだったら分かるんです。そうじゃなくて、北九州市が後援しているイベントというアプリがあって、小倉北区、スポーツ、無料、5歳と入れれば、これが出てきますよという仕組みが出ることに、僕は別に、行政が提供したい情報の妨げには全くならないと思うんです。そこで、どっちの答弁を取ったらいいか分かんないんですけど、そういう仕組みがあって、かつ皆さんの情報発信を邪魔せずにできるとしたらやるべきだと思いますが、聞いても変わらないですかね。ということで、実際にそのアプリを作る人たちは実際にいて、そういうコンテスト、民間で我々がやるんなら我々がやってもいいと思っています。あと問題は、そういうものがあつたら、ぜひ活用できるかということが非常に重要だと思って、少しお話しさせてもらったので、あとはまた、ここじゃあ多分解決にならないと思いますが、いずれにしても、にぎわいがある町というのは情報があふれていると思いますので、ぜひ皆さんのところで情報提供を止めずに、この町のにぎわいを発信できる組織であってほしいと要望して終わります。以上です。

○主査（渡辺徹君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） まず、総務市民局なんですけど、おくやみコーナーについて、あれは昨年度から設置が始まったんですかね。それで、大体、年間どれぐらいの人が来て、1つの区役所に1個ずつですから、1つのおくやみコーナー、1日平均どれぐらいかとか、その辺の数字も分かたら教えていただきたいのと、相談内容はこういったものが多かったのかということをお尋ねしたいと思います。それがまず1つです。

それと、今度は市議会事務局にお尋ねしたい。今日は、第1分科会の議員の皆様にも資料が上がっていますが、全国市議会議長会研究フォーラムの際に、実は参加者の皆さんにアンケートをお願いしまして、そのアンケート結果が資料にも上がっていますので、ちょっと皆さんも見ただけであればありがたいなと思いますが、そこに関連して、まず質問をしたいと思います。

参加者は、全体として2,358人ということで、コロナ明けの、本当に久しぶりに全員が集まる議長会フォーラムになったわけですけども、北九州市議会として、決算額が分かれば教えていただきたいと思います。

また、そのときに、我々は喜びを着てお迎えをしたんですけども、大変すばらしいはっぴで

もありました。実は今年、自民党の政令市の総会というのが北九州であって、かなりの人数に来ていただいた、あのときも、僕らもはっぴを着ればよかったなど今ちょっと思っているんですけども、はっぴを使用するにはどういった場合に使用できるのかと、何か市議会事務局として持っているものがあれば、教えていただきたいと思います。

それと、アンケート結果を見せていただきましたところ、何と参加者の9割が北九州市に宿泊してくれたということで、このアンケートのときは、実はもっと福岡市、北九州市外に泊まる人が多いんじゃないかという仮説を立ててこのアンケートをお願いしたんですけど、全く私の仮説と外れてしまって、9割の方が北九州に泊まっていたいて本当によかったなと思っていますし、関東から211人参加しているんですけども、北九州空港を利用した方が199人ということだから、仮に東北の人まで入れても260人ぐらいなんで、9割、関東の人だけで94%の人が北九州空港を利用していただいているんじゃないかなということで、本当にありがたいなと思っています。このアンケート結果について、市議会事務局に中身を聞くことはあまりよくないので、このアンケートに御協力いただいてありがとうございましたということをちょっと申し上げて、お礼と、総務市民局と市議会事務局それぞれの質問にしたいと思います。以上です。

○主査（渡辺徹君） 区役所窓口担当課長。

○区役所窓口担当課長 おくやみコーナーについて御質問いただきました。ありがとうございます。

設置の月なんですけれども、令和4年10月に、全区役所に設置させていただいております。

昨年度、令和5年度の利用者でいきますと、死亡届の全体数が1万3,202件なんですけれども、そのうちの8,303件の方に使っていただいています。割合でいうと63%程度ということになってございます。1日当たりでいきますと、35人から40人ぐらいという……。

○委員（村上幸一君） 全体で。

○区役所窓口担当課長 全体です。全区役所です。

というところで、今年度に入っては66%ぐらいと、徐々に伸びているという状況になってございます。

相談内容なんですけれども、亡くなった方の御遺族の方に来ていただいたときに、いろいろ状況を確認させていただいて、必要になる手続を洗い出して、その手続に必要な申請書の作成をこちらでお渡しして、この窓口に行ってくださいという御案内をさせていただいているところでございます。以上です。

○主査（渡辺徹君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） おくやみコーナー、お亡くなりになられた方の御家族の方にとって、そういった手続をワンストップで教えていただけるって、本当にありがたいことだと思っています。

そこで、さらに質問なんですけれども、実は御存じと思いますが、相続登記というのが、今年

の4月から義務化されました。所有者不明土地が九州の面積よりも広いということで、国家にとっても大変な問題だということで、法律が改正になって、3年以内に相続登記をしないといけないと。10万円以下の過料に処せられる可能性がありますということになって、大幅な民法の改正だと思っているんですけども、そのことの告知というのは、おくやみコーナーではやられていますか。

○主査（渡辺徹君） 区役所窓口担当課長。

○区役所窓口担当課長 告知について言いますと、まず全体のことを伝えさせてください。市民課に死亡届を出していただいた際に、皆さんに、おくやみ手続きガイドという冊子をお配りしております。必要になる手続を、見ていただいたら分かるようにまとめているものでございます。その中の一部、法務局に内容を監修していただいているところがございまして、その中に、相続登記が義務化になりましたという部分がありまして、全体に対しての周知はその冊子で行っているところでございます。

御質問のおくやみコーナーにつきましては、掲示スペースが確保できる場所、小倉北区だったり八幡西区だったりという区役所は、ポスターを張り出しておいて、義務化されますというのは御案内しているところです。ただ、先ほど申したヒアリングをして、それぞれに手続の説明をするものの対象には、今は残念ながらありません。委員御指摘のとおり、すごく大切な手続でございますし、これは漏らすと10万円の過料まで科せられる可能性があるという手続ということ把握しておりますので、また、委託事業者と協議をしまして、その協議が調い次第、おくやみコーナーの中でも、相続登記につきましては、手続案内を漏らさずできるように整えたいと思っております。以上です。

○主査（渡辺徹君） 市議会事務局総務課長。

○市議会事務局総務課長 お尋ねいただきました全国市議会議長会研究フォーラムにつきましては、57名の議員の皆様にご協力いただきまして、無事成功裏に実施することができました。この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

この会の誘致に際しましては、当時長崎市様と競ってございましたけども、当時、議長を務められておられました村上委員に御尽力いただきまして、あと公明党の金子議員にもお力添えをいただきまして、誘致に成功できましたので、改めて本当にお礼申し上げます。

当時の実際の開催状況なんですけども、西日本総合展示場に2,000名以上の方にお集まりをいただいで、当日は統一地方選挙の検証と地方議会の課題といったことをテーマに、基調講演とかパネルディスカッションとかをさせていただいて、非常に充実した内容だったと思っております。せっかくの、やっぱりコロナ明けで、これだけ大勢の方が来る機会というのはなかなかございませんので、しっかりしたおもてなしをしたいということで、議員の皆様にご作成した小倉織のはっぴを着用いただきまして、例えばお出迎えとかお見送り、それから、小倉城の武将隊のPRステージに御参加いただいたりとか、あとは意見交換会で地酒のお酌をしたりとか、

そういったところで御協力いただいております。本当にありがとうございます。

お尋ねのあった、はっぴについてでございますけども、事務局で、用途でこれが駄目とかというようなものは定めてございませんけども、例えば市議会のPRにつながることであるとか、それから、あとは市のイメージアップにつながるようなイベントの際に御着用いただくとか、そういったことであれば、柔軟にお貸ししたいと考えてございますので、何かあれば、事務局に御連絡いただければと思います。

ちなみに、今回のイベントに際しましては、いろんなおもてなしの一環として、会場にブースを設けさせていただいて、お土産の販売などもさせていただいています。当日は200ぐらいの品目を並べさせていただいて、200万円以上の売上げがっております。大体1人1万円ぐらい買ってしまった計算になりますので、すごく盛況だったかなと思っております。それ以外にも、12ぐらいのエクスカージョンのコースを作成して、皆様に市内を、観光も含めて楽しんでいただいたり、そういった取組をしております。

お尋ねの決算額については、これら全て合わせて1,097万2,000円になってございます。

今回、議員の皆様と一緒にこういう行事ができて、市内の地域経済、町にも随分と、多分夜も、人も出ていただいたと思います。地域経済の一助にもなったかと思っておりますので、引き続き、こういう機会があれば、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○主査（渡辺徹君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） まず、市議会事務局から。本当に、市議会事務局の皆さんも、よく考えてみたら、局長以外の3人は去年いなかったですよ。だから、異動された方にも併せて感謝のお礼を申し上げて、本当にありがとうございました。

1,000万円ぐらいの決算額であれだけの効果を生むことができたんで、本当によかったなと思っております。北九州市の新たな魅力を皆さんにも、あのときは日本新三大夜景が決まった翌年だったと思うので、大変よかったなと思っておりますし、また、アンケート結果も出ていますので、ぜひまた、これを利用しながら、どうしたら北九州市の魅力を皆さんに知ってもらえるか。宿泊が、もう本当に僕は北九州市にこれだけの人に泊まってもらえたというのは非常にうれしいことだったし、2日間にわたって会議をしたというのがよかったんだろう、そこが宿泊につながったのかなと思っております。また、そういったことがありましたら、事務局にお手伝いしてもらいたいと思っていて、また、そのときはよろしくお願ひしたいと思っております。

市議会事務局は以上ですが、おくやみコーナーの件なんですけど、今年の4月かな、アンケートを法務省がしているんですが、まだ5割以上の方が相続登記の義務化を知らないということですので、もう少しみんなが分かるようにしてあげないといけないと思って、その意味では、財政・変革局に固定資産税の納税通知書の中に相続登記の義務化のことを、福岡市は入っていないんですけど、北九州市は入れてもらっています。そういう意味では本当にありがたいなと思っておりますが、今課長から、スペースがなかなかないということだったんですけど、実は、

私も司法書士をやっています、全国の司法書士会が相続登記の義務化を告知する資料とかチラシとかも作っていますので、そういったものもぜひ活用して、相続登記の義務化のことが分かるようにしていただければありがたいなと思ってしておりますが、よろしいでしょうか。質問です。

○主査（渡辺徹君） 区役所窓口担当課長。

○区役所窓口担当課長 ありがとうございます。チラシも、ぜひスペースをつくって置かせていただいて、前向きに周知をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○主査（渡辺徹君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） ありがとうございます。それを聞かせていただければ。以上です。

○主査（渡辺徹君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 先ほどの吉田委員とのやり取りを聞いていたんですけども、何か行政は少し誤解しているんじゃないのかなと思ったんですけども、市が伝えたいイベントと後援したイベントをごちゃ混ぜにして出せということではなくて、ホームページに入っていったときに、こういう検索をしたときというよりは、市が後援をしているイベントのところをつくってほしいというだけの話じゃないかなと思いますので、ちょっと前向きに、これ考えてもらいたいなど。イベントが探せないで不利益を被るのは、私は市民の皆さんじゃないかなと思うんです。せつかく市が後援を決めて、もうその時点で、すばらしいイベントを後援しているはずなんです。言われるように、市が広報することによってあるんですけども、でもそこは、市がやはり最初にチェックしている段階で私もクリアしているのではないかなと思いますので、少し前向きに考えてもらいたいなと要望です。

そして、先日、県会議員の方と話していたら、いや戸町さん、小倉にぼったくりが出ていますよという話を聞きました。暴力団対策が本当に進んでいったんですけども、半グレなのか、新たな暴力団の組織なのか分からないんですけども、犯罪集団がそのようなことを小倉の町でしているのか、どうなのか、心配になりましたので、もしそういう情報を持っているなら、言える範囲でいいですから教えてもらいたいなと思います。

そして、現在、自分は町内会長をしているんですけども、町内会の会議で出てきたことを少し紹介したい。これ答弁は必要ないんですけども、例えば敬老会を今月やって、我々の地区は10月にあるんですけども、この名簿を7月中に出せって言われたんです。そしたら、7月中に出すのはいいんだけど、10月のことを7月に聞かれても予定が分かりませんという方々が本当に多いんです。多分、補助金申請の関係なのかなと思うんですけども、もう少し改善してもらえないかなと思うんです。結局、7月に名簿を取って、今月確認のために、町内会長さん、もう一回回ってくれて言われたんですよ。その辺が少し町内会の負担になっているのかなという気がしました。

そして、防犯灯の件も、やっぱり町内会に入っている方々が電気代を払っている。当然なが

ら市の補助も入っているわけですが、でも、これだけ町内会の構成率が下がってきたときに、少し何か考えることがないかなというふうな話が出ておりました。これも答弁要りません。

そして、ここから質問なんですけども、先ほど、他の委員から、市政だよりも市長が毎回出ているということ、実はこれ区会でも結構話題になっているわけですよ。出るのが好きやねとかという話で。それで、先ほどの御答弁では、市長が出るのを毎回楽しみにしていますという声もありますということでした。ちょっとそこで聞きたいんですけども、まちがいファイブですか、まちがいファイブに応募するときにコメントを書いていますみたいな答弁だったと思うんですけど、このまちがいファイブがどれぐらい来ているのか。そして、そこに何通ぐらいコメントが書いてあるのか。そして、その中で、例えば先ほど市長が出るのを楽しみにしているというのが何%ぐらいなのかというのは、もし今データを持っていたら教えてもらいたいと思います。以上です。

○主査（渡辺徹君） 暴力団排除担当課長。

○暴力団排除担当課長 小倉の町でぼったくりが発生しているということについてお尋ねがありましたので回答いたします。

北九州市におきましては、暴力団対策が進んで、工藤会の情勢は落ち着いてきているところでもあります。ただ、今御指摘があったように、ぼったくり等の犯罪が発生しているというところは否定ができません。全国的には、半グレ、今は匿名・流動型犯罪グループというような名称になっておりますけれども、これらのグループが特殊詐欺でありますとか、悪質な客引き行為とか、いろんなことを敢行しているというところで、全国的に話題になっています。

県警から、こういう匿名・流動型犯罪グループの数等について公表がなされておられませんので、北九州市にそのグループが入ってきているかということは、今、把握がありません。ただ、こういったグループが進出してくるという可能性も十分考えられますので、そういったことがないように、県警と連携をしまして、暴力団排除とともに、暴力追放の取組を強化していきたいと考えております。以上です。

○主査（渡辺徹君） 広報戦略課長。

○広報戦略課長 市政だよりへの意見についての回答をさせていただきます。

まちがいファイブの応募については、毎回1,000件程度の応募があります。ただ、すみません、それについての感想とか、様々なコメントを書きいただいているんですけども、コメント数というのが、ちょっと今はっきり分からないところです。そのうちの、また、市長メッセージについてのコメントというのは、その数%という形にはなるんですけども、すみません、今のところ、数字は手元にないところでございます。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 先ほど、他の委員から、市長の写真というか、出ている回数みたいな話があったんですけども、その正当性、正当性っていうのは、別に私、たくさん載ってもいい

だろうと思っているんだけど、市民の声があったからという話をするのであれば、その数字はちゃんと押さえていたほうがいいのかという気がしました。

あと、ぼったくりなんですけども、自分は遭遇したことがないんですけども、話を聞いたら、酔っ払って泥酔した人が引っかかっていたという話なんですけども、例えば私も東京に住んでいた関係上、新宿とかで大分飲んでたんですけども、歌舞伎町でも飲んでいましたけども、やっぱりアナウンスされているんですよ。客引きにはついていかないようにしましょうとか、スピーカーで。新宿みたいにスピーカーで出すっていうのはどうかなと思うんですけども、やっぱり客引きにはついていかないよという啓発活動をされたほうが、より安全に飲めるのではないかなという気がしますので、検討してください。以上です。

○主査（渡辺徹君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 僕からは1点、産業廃棄物処理法に関連して、法制課にお尋ねしたいと思います。なかなか分からないところもあると思うので、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

産業廃棄物処理については、その処分、運搬などに関するルールが定められていて、違反した場合には懲役刑や罰金刑といった罰則を科される可能性がある。産業廃棄物処理法のルールには、会社が自ら産業廃棄物を運搬し処分する場合や処理を委託する場合など、適正処理のルールが徹底されているということです。産業廃棄物の処理を委託する会社は、委託に当たってマニフェストを交付して、産業廃棄物の処理が適切かどうかを把握しなければならない。仮に、廃棄物を適正に処分しなかったことを偽ってマニフェストに処分が完了したと記載した場合は、産業廃棄物処理法違反に該当するのかというところを、まず教えてください。

○主査（渡辺徹君） 法制課長。

○法制課長 まず、今、産業廃棄物処理法についてお尋ねありました。

正しくは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のことであろうかと思いますが、法律に係る業務の所管課ではございませんけれども、法制一般ということで、分かる範囲でお答えさせていただきますと思います。

先ほど御質問がありました処理を委託する場合につきまして、法が定めておりますのは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェストというものを処理業者に交付いたしまして、処理の終了後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けるという仕組みになっております。マニフェストには、産業廃棄物の種類ですとか数量等が記載されておまして、排出から最終処分までの流れを把握、管理することができるようになっております。

そこで、このマニフェストに虚偽の記載があった場合等でございますけれども、この法律が定めておりますが、マニフェストの不交付、虚偽記載、保存義務違反などがあった場合には、マニフェストに係る義務を実施しない排出事業者及び処理業者には1年以下の懲役または100

万円以下の罰金に処するという旨の罰則の規定がございます。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 分かりました。ありがとうございます。

そこで、ちょっとお尋ねなんですけど、今年の春にオープンしためかりテラスの列車カフェ、旧国鉄の客車オハフ33というのがある、これをめかりテラス実行委員会が、この客車を改装してカフェにしています。その改装工事の際に発生した椅子が10脚中2脚転売されたということで、新聞にも大きく報道されて問題になっております。

門司港レトロ課によると、めかりテラス実行委員会は、この座席などの処分に当たっては、売却などをしてはならないと口頭で確認したと言われていました。つまり、その門司港レトロ課は、事前に転売してはいけないと指導をしていたわけですけれども、この市の所有物を転売したという行為が行われたわけであります。これについて、法律の趣旨にのっとって、これが違反に当たるのか当たらないのかというところを教えてください。

○主査（渡辺徹君） 法制課長。

○法制課長 今お尋ねのありましたオハフを改装して出た椅子の一部を売却したということでございますが、これが違反に当たるのかどうかというお尋ねだったと思うんですが、これは、最初にお尋ねのございました廃棄物処理法との関係で言いますと、そもそもこの椅子が廃棄物に当たるのかどうかということは、すみません、私では判断できませんので、廃棄物処理法との関係で、この椅子についてのお尋ねということでありましたら、確かなお答えができないというところがございます。以上です。

○主査（渡辺徹君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） その椅子が、産業廃棄物に当たるのか、もしくは一般廃棄物なのかというところの見解は、なかなか原局じゃなければ分からないということで、そこは理解するんですけども、門司港レトロ課が転売をしないでくれということも言っていたにもかかわらず、それが転売をされたということなんです。この椅子は、そもそも市の所有物であって、転売しないでくれと言っていたにもかかわらず、これ転売されたということについては、何らかの法令違反とか、そういったことに当たらないのかどうかを、もう一度教えてください。

○主査（渡辺徹君） 法制課長。

○法制課長 今のお尋ねでございますけど、すみません、ちょっと同じ答えになるかもしれませんが、廃棄物処理法との関係で言いますと、この転売したことが法令違反になるかどうかというのは、直ちには分かりかねるところではございます。ただ、所有者と転売した方がいたとして、その間でどのような約束があったのかというのは分かりませんが、もしその約束に反したということであれば、約束に違反しているということで、それが法令違反かと言われると、ちょっとそこは分かりかねるところでございます。

○主査（渡辺徹君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君）どこに聞いたら分かりますか。

○主査（渡辺徹君）法制課長。

○法制課長 この事実関係を一番把握している業務所管課にお尋ねになるのが一番確か……。

○委員（佐藤栄作君）管轄といたらどこですか。

○法制課長 オハフの関係で申し上げますと、どこがというのは、なかなか我々も分かりにくいところではありますけれども、門司港レトロ課であつたりとか、あるいはオハフをもともと管理していた、公園にあつたと聞いておりますので、であればその公園を管理する所管課、そういうところが詳しいのではないかと思います。

○主査（渡辺徹君）佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君）分かりました。

12脚転売されて、10脚は戻ってきているんです。2脚はまだ戻ってきていないということなんですけど、その10脚が保管されているところに、僕は確認に行ったんです。そのときに、確かに椅子があつたんですけれども、椅子以外にも鉄の金具だつたりがあつたんです。天井の荷物置きのようなネットを支えるような金具もあつたんです。椅子自体が一般廃棄物なのか、産業廃棄物なのか、ちょっと分からないということはいいんですけれども、恐らくこの鉄の金具については産業廃棄物に当たるんじゃないかなと思います。そうすると、マニフェストでは、こうした金具等の産業廃棄物はきちんと処理をしますと記載があるわけで、にもかかわらず、金具が今現存しているということは、やっぱりマニフェストに虚偽があつたんじゃないかなと私は思うんです。そういう違反が確認された場合は、どこの誰が指導するのかなというところもあってちょっとお聞きしたんですけれども、それは今言われたように、例えば原局だつたり、そういうところが指導しなきゃいけないということでもいいんですか。もう一回教えてください。

○主査（渡辺徹君）法制課長。

○法制課長 先ほど門司港レトロ課なり、公園所管課と申し上げたんですけれども、これはオハフに関連する事情に詳しいのではないかという意味でお伝え申し上げたところです。仮に、今おっしゃられた、もろもろのオハフにあつたと言われるものが産業廃棄物に当たるとして、その処理が適正にされていないという疑いがあるということになりましたら、本市では、産業廃棄物は廃棄物について指導なり、所管する部局は環境局になるかと思うんですけれども、そういうところが、必要があれば指導なりをするということになるのではないかと思います。

○主査（渡辺徹君）佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君）すみません。なかなか答えにくいところだつたと思うんですけど、ありがとうございました。

市議会事務局の原田さんに聞いたほうが明確だつたかもしれないんですけれども、分かりました。ちょっと、原局に確認をしていきたいと思います。以上で終わります。

○主査（渡辺徹君）田中委員。

○委員（田中元君） 数点あるんですけど、ばたばたと行きます。

市民センターの館長と職員の関係性についてなんですが、館長の権限、そして、館長の採用について、そしてまた、センター職員の採用についてお尋ねしたいのと、この件について、館長は会計年度任用職員だと思うんですが、センターの職員はまち協の採用で、館長の5年後の採用試験は、これは館長の、誰が言っているとかじゃなく、うわさになっているのが、地域とうまくやりなさいと。何か手こずったらバツがつくというようなことになっているようで、そうすると、1つの屋根の下に、まち協の採用の職員がいて、その上に館長、上なのか、館長がいると。館長が、例えば社会教育だったり、いろいろ子供のことだったり、やりたいという思いがある方と、まち協の会長、自治会の会長が同じ方向性だったら何も問題はないと思うんですけど、違う方向性だと、まち協の会長にやり込められる可能性がある。うわさでは、過去にも、まち協や自治会の会長から辞めさせられたという館長もいるやに聞いております。その辺についての、今の課題というか、令和5年度についても、こういう問題がなかったのかどうなのか教えていただきたい。悪い問題です。同じ方向性を向いている場合はいいんでしょうけど、分かる範囲で構わないので、教えてください。

それと、若者の犯罪で、先ほどもお話がありました、半グレはないという、まだなかなか公表はできていないということなんですが、闇バイトの加担防止啓発というのが決算に上がってしまっていて、これについて、何件ぐらい、何人ぐらいおられたのか、お尋ねしたいと思います。

それと、市長公室にお尋ねなんですが、昨年度も、市長が衣装を着てメディアに出て大きな話題にはなったんだと思います。しかし、あの衣装というのは、基本的には貸し衣装で、それを商いとされる方の衣装なんだと思うんですよね。そこで、じゃああの衣装を幾らで市長が借りたのか、そういうのを教えていただきたいと思います。本来ならば、成人式で若者が、幾らなのか私も知りませんが、数十万円かけて、借金してとか、ローン組んでというお話なんだと思うんですが、お金を大きくかけて借りるものを、市長は借りて、恐らく1、2時間の話じゃないかと思うんです、テレビに出るので。それをどのように借りたのか教えていただきたいというのと、それと、これはまた別にしましょう。それだけでいいです。

○主査（渡辺徹君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 市民センター館長とまちづくり協議会の職員の関係、会長との関係で、地域によってはやる気のある館長が、なかなかやりにくいことがあったりとか、そういった問題があるのではないかというお尋ねだったと思います。

○委員（田中元君） すみません。もうちょっと大きい声で。

○市民センター担当課長 すみません。まちづくり協議会と館長との関係性と、あとやる気のある館長が、なかなか思うようにできない場合もあるんじゃないかとか、そういった問題についてのお尋ねであったと思います。

現在の市民センターの運営体制については、先ほど委員がおっしゃられたとおり、館長は市

の職員です。受付業務とか、管理運営業務の一部は、まちづくり協議会が雇われている職員で、まず館長の立場といいますのは、総括的な管理運営を行うということで、市民センターは136館ございますけれども、サブセンターを含めての136館で、6館はサブセンターになりますので、本館の130館は、それぞれ130人の個別の館長が管理されています。そういった中であっては、委員がおっしゃられるように、なかなかまちづくり協議会の会長とうまくいかないといいますか、方向性が一部違うということで、例えば、区のコミュニティ支援課が間に入って調整するようなケースもあると聞いております。実際、中には、私まで御相談があって、一緒に調整に入るような事例も、今年度も1件ございました。

そういった中で、基本的な考え方なんですけれども、今の体制では、課題としましては、館長と職員の雇用元が異なります。それによって、館長は職員への指揮命令系統がないため、なかなか迅速な行動が行いづらいとか、そういった御意見があるのも確かではございますけれども、館長が地域のために、例えばお子さんとかに、新しい企画をぜひやりたいというような内容については、やはり地域団体の集まりがまちづくり協議会になりますので、そのまちづくり協議会とよくコミュニケーションを取っていただいて、理解をいただきながら進めていくというのが非常に重要であると考えております。ただ、今いろいろ運営体制については御意見をいただいているところです。今後につきましては、引き続き、市民センターが地域コミュニティの活動拠点としてどうあるべきかとか、先ほどいただいた館長と職員との雇用関係について、どのような形が本当に望ましいのかというのは、関係者の意見や他都市の事例なども参考に研究をさせていただきたいと思っております。以上です。

○主査（渡辺徹君） 暴力団排除担当課長。

○暴力団排除担当課長 闇バイトということで、若者の犯罪行為への加担防止事業についてお尋ねがありましたので御回答します。

これは、特殊詐欺等が全国的に社会問題となっております、安易な気持ちで犯罪に加担するような若者も少なくないということで事業を始めております。

大きく2点で、1点目がターゲティング広告ということで、インターネットで犯罪行為関連キーワード、例えば闇バイトとか受け子などを検索した、あるいは過去の検索履歴からそういったのを検索する可能性がある市内居住の若者に対して、使用するパソコンであるとかスマートフォン等に、直接、注意喚起の画面を表示させて、犯罪行為への加担防止の啓発を行うものというものです。

2つ目が、広報啓発用のチラシを配布しております。これは、ストップ闇バイトと題した広報啓発用のチラシでして、市内の大学でありますとか、高校、専門学校等、計57か所に配布しております。

1つ目のターゲティング広告の結果についてですけれども、全部で表示されたのが450万回になっています。詳細を言うと、ディスプレイ広告といって、画像を表示させるものです。これ

については、400万回の表示、リスティング広告とって文章を表示させるもの、これについては50万回の表示となっております。全部で450万回の表示、そのうち5,900回がクリックなされています。450万回と今申しましたけれども、全てが闇バイトとか、そういったものを検索しているわけではなくて、中には、特殊詐欺の相談とか、そういった検索をしたものの中には含まれていますので、表示された全てのものが、闇バイトとか、そういったものを検索したものではありません。

450万回の表示がなされていますけれども、この効果があったのかというところは、思いとどまった人たちの数を検証することができませんので、なかなか難しいところがありますけれども、引き続き、県警とも、こういった特殊詐欺の現状とか対策等について情報共有しながら、市民の方が被害に遭わないよう、また、若い方が犯罪に加担することがないように、効果的な取組を行っていきたくて考えております。以上です。

○主査（渡辺徹君） 広報戦略担当課長。

○広報戦略担当課長 ど派手衣装の件だと思いますけれども、御答弁さしあげます。

私が把握している範囲なんですけれども、昨年であれば、小倉城で行われた、ど派手衣装体験イベントだったり、今年の夏に北九州空港で行われた、ど派手ファッションショーですか、サマーコレクションが行われたと思っています。こちらはいずれも、事業の中で、多分委託契約か何かで実施しているんじゃないかと思っておりますので、レンタル費とかは、その事業の中でどういったふうになっているかというのは、それぞれに聞かないと分からないかなと思います。以上です。

○主査（渡辺徹君） 田中委員。

○委員（田中元君） 分かりました。今、首長がいろいろ騒がれていますので、非常に気をつけたほうがいいんじゃないかなと。売る分で、ちょっと借りるとかならまだいいんでしょうけど、貸し衣装屋さんなので、それを商いにされている方なので、これ市長公室なんですけど、商い、売るものをただでやると、いろいろ政治的には問題が、法律的に引っかかってくるところもあるんだと思うんですけど。貸し衣装屋さんからただで借りるとかということになると、いろんな法的に引っかかる部分も出てくるのかなと懸念をしているところでありますので、ある意味、気をつけられたほうがいいかなと思って質問させていただきました。

分からないということですよ。金額が幾らか分からないということは、市長からお金を出していないということになるんですか。

○主査（渡辺徹君） 広報戦略担当課長。

○広報戦略担当課長 事業課で、多分委託契約の中でお支払いとかをしているんじゃないかなと。ちょっとそこは実施しているところ、所管課にお尋ねにならないと、実情は分からないという状況です。

○主査（渡辺徹君） 田中委員。

○委員（田中元君） 分かりました。じゃあ、所管課に今度聞いてみます。

市民センターについてです。

これ本当に、いろんな問題があるように、もう随分前から話を聞いておきまして、職員がまち協の職員、雇用主がまち協の会長なんで、どうしてもそっちを向いておかないといけないとか、館長が結局独りぼっちだったり、ついては、採用のときに、地域と事を起こさないように、まち協の、悪いように言えば、何もしない、まち協の言いなり、会長の言いなりにしかなくていないというところもあります。実際に僕は目にしたところがありますので、何か改善点というものがあるのであれば、今後の課題をしっかりと見つけていただきたいなと最後に要望して終わります。以上です。

○主査（渡辺徹君） 進行します。公明党、渡辺修一委員。

○委員（渡辺修一君） よろしくお願ひいたします。私から総務市民局に、まず初めに市民センターの自動販売機です。

先ほど、奥村委員からも質問があったんですけども、市民センターはクーリングシェルトアの指定にもなっていますので、蛇口があるから水を利用してくださいというのだけでは、やはりちょっと寂しいんじゃないかなと思いますので、残りの市民センターにも自動販売機の設置をよろしくお願ひいたします。これ要望です。

質問なんですけれども、まず防犯灯関連事業において、当初予算から決算額が下回った理由をお聞きします。

それと、防犯灯のLED化について、本市の現状と課題についてお聞きします。

次に、魅力ある自治会応援づくりの事業なんですけど、本会議でも質問させていただきました。自治会、町内会の活動ポイント制度の実証実験が行われて、宮崎議員の質問では、今後、八幡西区の自治会、自治総連合会を中心に展開していくというお話なんですけれども、せっかくなら市内全自治会に提案といいますか、お知らせしてもいいんじゃないかと思うんですけれども、見解をお伺ひいたします。

それと、ICTを活用した自治会活動の支援事業の実績と効果と今後の展開をお聞きします。以上、よろしくお願ひいたします。

○主査（渡辺徹君） 都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 防犯灯についてお答えさせていただきます。

まず、決算額の減少についてです。

令和5年度予算についてですが、地域総括補助金を含めまして1億6,500万円のところが、決算では1億3,000万円ということで3,500万円少なくなっております。これは、多くは地域に対する設置補助なんですけれども、ここ数年、実際の地域からの要望よりも多めに予算を確保して、LED化を推進するように進めておりました。ただ、LED化をできるところはかなり進んできており、実際のLEDへの更新が少なかったために、決算額が少なくなっているという

状況でございます。

そのLED化なんですけれども、地域設置分が88.9%、市設置分が96%となっております。あともう少しというところではあるんですけれども、まだ地域の方が、例えば蛍光灯を事前にストックとして大量に持っているのでまだ替えないとか、そういうところもあるみたいなので、ここは引き続き、働きかけながらLED化を推進していきたいと考えております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 地域振興課長。

○地域振興課長 ポイント制度とICTの実績ということで御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

ポイント制度につきましては、先ほど委員からおっしゃっていただいたように、今、八幡西区の2地区でやっておりまして、今年度は、その成果であるとか、課題を共有する勉強会をまず八幡西区自治総連合会と一緒にいきます。それで、我々としては、加入促進とか脱会防止につながるいい取組だと考えていますので、できれば、そういう課題とかを整理して、今後は事例集にまとめて、八幡西区以外にもお知らせして、御希望があればぜひ応援させていただきたいと考えております。

次に、ICTの活用の実績でございますけれども、昨年度から、地域の会長にヒアリング等を行っております。実際に地域を回ってみると、役員の連絡でLINEを使っているとかは結構多いんですけれども、ただ例えば御高齢の会員となると、なかなか携帯電話とかICTとかアプリとかというのは非常に難しいという声も多く聞かれております。その辺で、少し本格的にアプリを使ったりとかというのはなかなか厳しいと思われる会長は多くございます。

やはりICT活用というのは非常に大事なことだと思いますので、理解促進や、携帯電話の使用とかについては、自治会の方を対象にしたスマートフォン講座等を開催して理解を広げたいということと、あと、ある地域では既存のアプリを活用しまして、イベントの出欠管理などを行う、これは小倉北区のある地域の事例なんですけど、そういったことを実験でやっていただいたというところもございます。

こういった取組に加えまして、今後は、やはりLINEを結構多く使っているということもありますので、例えば、公式LINEアカウント、例えば校区の連合会とか、地区の自治区会とかでそういうのをつくりたいよというお声があれば、そういった作成支援でありますとか、引き続き、アプリを使った実証実験とかは支援していきたいと考えております。以上です。

○主査（渡辺徹君） 渡辺修一委員。

○委員（渡辺修一君） ありがとうございます。

まず、防犯灯なんですけれども、ほぼほぼもうLED化が進んでいるということで、非常にありがたいんですけれども、この防犯灯照明管理システム、本市も管理システムを導入してやられていると思うんですが、ある自治体では、市直営でこの防犯灯の管理をやられているとこ

ろもあるみたいなんですけれども、本市では、自治会の負担軽減、地域の負担、いろいろな負担軽減を目的として、市直営でやることについての見解をお聞かせください。

○主査（渡辺徹君） 都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 防犯灯についてなんですけれども、これまで、夜間の犯罪防止、それから、通行の安全を図ることを目的に、地域の防犯活動として自治会が設置し、市が支援することを基本として、長年にわたり補助制度を運用しているところでございます。ただ、近年、高齢化とか電気代の高騰とかで負担になっている、それから、ちょっと話に出ましたけれども、加入率の低下で不公平感も出ているというところで、今後、何らか考えていかないといけないという時期にはなっているかなというところでは考えております。

ただ、例えば市に全部所管を替えるという話になりますと、例えば、私道なんかの民地にある分をどうするのか。それから、今、自治会の裁量で配置とかを決めてもらっているんですが、ここはまた、市設置の基準に基づいてやらないといけない。そういう部分で考えていかないといけないかなと思っております。

それから、加入率の低下につながらないようにも考えていかないといけないというところで、考えていかないといけない課題も結構あるというところなので、まず、今、大分進んできていますけど、LEDに変換することで、電気代などを抑えて負担を軽減する、それから、書類などの手続もうちでなるべく軽減するような形で検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 渡辺修一委員。

○委員（渡辺修一君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、町内会の加入率が低下する中で、私が住んでいる町内会は、防犯灯、ごみステーションの維持管理費を未加入世帯からも徴収しているんですけれども、そういうのを徴収できない町内会に関しては、加入率が減って、町内会費は減る一方、余剰金も減る一方で、微々たるものだと思うんですけれども、補助金があるからですね。防犯灯の維持管理を何で町内会に入っている人だけが負わないといけないのかという、防犯灯は入っていようが入ってまいが、市民全体が利用するものであるのもので、そこは市が直営でやってほしいというような地域もあります。また、今言われました私道に関して、また、私有地に防犯灯を設置しているところなんかに関しては、トラブルの原因にもなるということで、民営化している地域からそういった課題も出てきているんですけれども、そういったところは、柔軟に補助金を利用して、設置や維持管理をしていくとか、そういった取組を進めていただければなと思っております。防犯灯は以上です。よろしく願いいたします。

また、今ポイント制度なんですけれども、分かりました。もう各町内会、自治会では、いろいろ協議しながら、どうやったら町内会員が増えるかと、市で見れば1人2人はそんなに大した増加じゃないのかなと思うんですけれども、町内会で1人増えるっていうのはすごくうれしいことでありまして、私も隣の家が空き家で、いい人が入ってくるようにと願いながら待ってい

たんですけれども、30代の若夫婦が入ってきまして、早速、挨拶に来たので、町内会にぜひとも入っていただければとお話ししましたら、考えますということで帰っていきまして、1週間後ぐらいに、引っ越しのもろもろが落ち着いたので、町内会に加入したいと思えますと来てくれたんです。そういったことで、本当に、町内会では会員を増やせる方策はないか、また、若い人を取り込める手段はないかって悩んでおります。市は、ポイント制で、いい実証結果が出て、こういう取組を経て、来年度以降、全市的にというスタンスだと思うんですけれども、本当に現実、もう一日でも早くいろんな取組をやりたいけど、なかなかいい取組が思い浮かばないというところもあります。

また、LINEを利用しているところもあるんですけれども、そのLINEが安全面的に大丈夫なのかどうかって、なかなか踏み込めないところもあると思うので、そういうのを利用したいのと言ったら、相談に乗りますよではなくて、どうですかという、周知じゃない、お知らせをどんどん市が地域にやっていただきたいなと積極的に思います。

市民センターの館長の質問もあつたんですけれども、館長は館の運営だけではなくて、やっぱり地域と、そういった地域の方が悩んでいる状況を館長が細かく吸い上げて、それに対してのいろんな支援ができないかというところを考えていくような館長にあっていただけたらなと、地域と市をつなぐ役割が館長にあっていただきたいというのは強く思っておりますので、そこら辺もお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○主査（渡辺徹君） 地域振興課長。

○地域振興課長 ICTにつきましても、ポイント制度につきましても、地域の皆様からは踏み込んでやりたいという声も聞いておりますので、ポイント制度については事例集をまとめて周知ということもありますし、ICTの関係についても、公式LINEアカウントを作成支援しますよとか、そういった御案内、チラシとかホームページとか、いろいろな媒体を使って、まずはPRして進めさせていただければと思います。以上です。

○主査（渡辺徹君） 渡辺修一委員。

○委員（渡辺修一君） ありがとうございます。

○主査（渡辺徹君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 今、委員からお話がありましたとおり、市民センター館長は、自治会とかまちづくり協議会等と協力しながら、まさに現場の最前線にいる立場ではございます。なので、地域でどのような課題があるのかとか、状況をよく把握していただいて、それを地域に還元していくということで、私たちも、より一層活躍できるように、研修等を通じて、さらに強化していきたいと思っております。以上です。

○主査（渡辺徹君） 渡辺修一委員。

○委員（渡辺修一君） ありがとうございます。本会議でも伝えさせていただいたんですけれども、やはり行政が主導して地域に入って、地域を、コミュニティーを活性化していくというの

はよくないかなと思うんです。ただ、やはり地域の皆さんの力でやる上で、行政が脳みそとなるというか、いろいろな提案をしていって下支えしていくというか、支援していくというのは、大いにどんどんどんやっていっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

○主査（渡辺徹君） 成重委員。

○委員（成重正文君） 2点、質問します。

まず、マイナンバーカードであります。始まってもう9年になるんですか。もし赤ちゃんが、平成28年にゼロ歳でマイナンバーカードを取得すると、もう9歳ということで、多分顔とかも変わっていると思うんですが、そういうときに、変えたいという要望があれば、無料でさせていただけるものなのか、教えてください。

それから、発行枚数であります。今90万人ぐらいですけども、大体何割ぐらい行っているのかと、それから、全国的には8割と聞いていますけども、あと残りの2割の方に、どうマイナンバーカードの申請取得をされていこうと思っているのか、教えてください。

それから、12月にマイナ保険証に変わると思うんですけども、残りの方の対応というか、うっすらとは聞いているんですけども、どういうふうにされるのか、保険もかかっていますけども、教えていただければと思います。

それから、マイナンバーカードで、今後、いろんなひもづけをしていくと思うんですけども、今決まっている状況、それから、今後どういうふうな特典があるのか、分かれば教えていただければと思います。

もう一つは、コールセンター、また、今、各区役所のホームページに、直接、各係に電話ができるように全部表示がされるようになって、その中で、直接電話があったときに、いい電話ならいいんですけども、やっぱり大声とか罵声とかハラスメント的なところで、それを抑止できるような装置がついているのかどうなのか。うちの会派でもあったのが、たまにかかってくる方の対応を考えてほしいということで、この電話はお客様の声を録音していますとかという形にすると、物すごく抑止力になったということで、精神的に楽になったと言うんですね。職員の皆さんを守るためにも、そういうのも必要じゃないかなと、それはどこまで進んでいるのか教えていただければと思います。以上です。

○主査（渡辺徹君） 区政推進課長。

○区政推進課長 マイナンバーカードの件についてお答えさせていただきます。

制度が始まって、そろそろ10年が近づいてまいりました。先ほど、赤ちゃんの例を言われましたけれども、未成年の方、18歳未満はマイナンバーカードの有効期限は5年と設定されています。成人は10年で、もちろんおっしゃられたとおり、やっぱり子供は顔がどんどん変わるのでということがございます。満期になって、有効期限到来で更新する場合には無料で更新ということになってございます。

続きまして、マイナンバーカードの現状の人口に対する保有率でございます。北九州市の場合は、8月末が直近の最新情報ですけれども、人口に対して75.1%が保有しているという保有率になってございます。保有枚数としては、69万2,000人分ほどということになっております。

続きまして、残りの方の取得の方法でございますが、ちょっと持ってください。残りの方の取得に関してでございます。

今、75%と申し上げましたので、あと25%ほどでございますが、前提として、マイナンバーカードは強制的なものではないということは、国の方針として変わってございません。その中で、保険証の関係もありまして、できるだけ多くの方にカードを作っていただくというところで、啓発はもちろんしていくというのが1つございますが、特に、御高齢の方とかで施設に入所されていて、なかなか作りにくいという状況はあろうかと思えます。そういう、特に施設に対して、私どもからもアプローチをいたしまして、出張申請、私どもから施設単位で出張して申請のお手伝い、交付についての御相談に参りますよというふうなことは考えてございまして、今年度も、高齢者施設の施設長が集まった会議にも我々ちょっと出席させていただいて、そういうアプローチはいたしてございます。ただ、この数年、どうしてもコロナで、我々外部の人間がなかなか施設に行きづらく、施設の方もなかなかそこはどういう対応ができるかなというところが、ちょっとお困りのようではございますので、今現在どんどん出張申請が増えている状況ではございませんが、来年度に向けて、これより一層、うちからのアプローチはさせていただきたいと考えているところでございます。

保険証の利用の件もございました。総務市民局は、マイナンバーカードの申請、交付というところを所管しておりますが、保険証の利用のこともありますので、先ほど申したように、取得者を増やしてまいりたいと考えているところでございます。

それと、今後のひもづけの件でございますけれども、これもニュース情報で知っているところなんですけど、運転免許証との連携を、今年度末からですか、3月からですか、始まるような話は聞いております。ただもちろんそれも強制ではありません。運転免許証とマイナンバーカードがひもづけられた場合、引っ越して住所が変わったときに、役所で住所変更すれば、その後、警察に行って免許証の裏書での住所変更の手続は省けるというメリットは生じるとは伺っております。以上でございます。

もう一つ、カスタマーハラスメント対策ですね。

今、コールセンターもですが、直通電話で区役所の各課に電話がかかってくるのが非常に増えてまいりました。その中で、今、世間で言われているようなカスタマーハラスメントと言われるようなことも確かにございます。それに対する機械的な対応というのは、今はございませんが、今、各区役所と本庁とで協議を行いまして、例えば留守録機能でありますとか、何かしらそういう措置も必要だということで、どういう整理ができるのか、予算的なこともございますので、それを関係各課で検討しているところでございます。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 福利課長。

○福利課長 マイナ保険証の件で、把握しているのは職員対象の件なんですけれども、一般的な話は一緒だと思いますので、答弁させていただきます。

現行の保険証自体は、今年度の12月1日で廃止ということが決定しておりますけれども、マイナンバーカードを持たない方については、資格確認書を発行するとなっております。それは、一旦マイナンバーカードを申請した後に、解除した方についても資格確認書を発行するとなっております。12月2日以降、新規で保険証を発行する方については、ひもづけされている方については、資格確認のお知らせを発行するようになっておりまして、お知らせだけでは病院の受診はできないんですけれども、自分のマイナ保険証がひもづけされているというのをそれで確認していただくというふうになっております。

○主査（渡辺徹君） 成重委員。

○委員（成重正文君） ありがとうございます。成人は10年で1回切れるということで、じゃあもう切れる方もいらっしゃるんですよね。そうなったときに、再発行の通知はもちろん来ると思うんですが、そのタイミングとかはそれぞれ違うと思うんですけど、それは今後どういうふうにしていくんですか。多分今からだと思うんですけど。

○主査（渡辺徹君） 区役所窓口担当課長。

○区役所窓口担当課長 マイナンバーカードの更新についてのお尋ねにお答えさせていただきます。

マイナンバーカードは、国の機関でありますJ-LIS、地方公共団体情報システム機構というところが全て管理しております。10年間と先ほどお伝えしましたけれども、正確に言うと、10回目の誕生日までということになってございまして、誕生日の前の2か月から3か月前に、J-LISから、もうすぐ更新ですよという封筒が届きます。その封筒の中に、再更新についての申請書とやり方が書いてございますので、それに従って申請していただければ、新しいカードが届くということになってございます。届くといっても、一度本人確認しないといけないので、申請のときか受け取りのときか、区役所に来ていただくということになってございます。以上です。

○主査（渡辺徹君） 成重委員。

○委員（成重正文君） ありがとうございます。

さっきのハラスメントも、本当に職員の皆さんを守るために、ぜひ早急にやっていただいたほうがいいかなと思っていますので、よろしくお願いします。私からは以上です。ありがとうございました。

○主査（渡辺徹君） いいですか。進行いたします。ほかに。本田委員。

○委員（本田一郎君） 私から幾つか要望と質問をさせていただきます。

まず、市民センターに関してなんですけれども、若松区にある市民センターに、私が懇意に

している館長がおられまして、そこは玄関に入るまでに坂道がある市民センターなんですけれども、玄関までの距離が32メートルで、傾斜が13度で、富士山の平均の傾斜の角度が14.4度ということで、毎朝ラジオ体操に来られる女性のグループがいて、118日間続ければ、富士山に登ったのと、3,776メートル登ったのと一緒になるんですよという話を館長がされていました。とてもユニークな館長で、やっぱり一つの課題である健康寿命の増進とか、そういった部分の取組を必死にされている館長でいらっしゃいます。先ほども、三宅委員からもいろいろ意見が出ておりましたけれども、そういった意味でも、やはり市民センターに関しては、居心地のいい場所にしていただければと思います。それは要望とさせていただきます。

次に、これも吉田委員から出ておりましたので要望とさせていただきますけれども、客引きについて、私はあまり用事もなく、駅前を通ったりとかしているんですけども、堂々巡りみたいになっていて、ビデオをつけた調査員が調査している姿も拝見させていただいたこともありますし、私も客引きをされたこともありまして、そのときは、逆にそれは違反ですよ、違法行為になりますよと注意をしたんですけども、そのときはさあっと散っていくんです。また、遠目で見ていくと、同じことの繰り返しで。そういったことも踏まえて、24条の条例があつて。ここで1つ先にお聞きします。この違反で5万円以下というのは、規則的に、これ5万円以下にしか設定できないんですか。まず、それ1点お願いします。

○主査（渡辺徹君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 あくまで、過料というのは秩序罰になります。地方自治法の中で5万円以下と定めております。5万円以下にしか設定できないということでございます。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 本田委員。

○委員（本田一郎君） ありがとうございます。

それと、もう一点、ホームページに違反者の名前を掲示していますよね。それはどの程度の違反行為をした人が、そういうふうになるんですか。

○主査（渡辺徹君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 いろいろ段階があるんですけども、過料を徴収された方がホームページに掲載されております。

○主査（渡辺徹君） 本田委員。

○委員（本田一郎君） 先ほど、吉田委員とも話をしたんですけども、やっぱり市外の経営者も多く見受けられて、そこで掲示されたからといって、効果があるようにも思えないところがありまして、そういったことも含めて、もうこれは要望なんですけど、厳しく取り締まっていただきたいと思います。本当に印象が悪くなると思います。

それともう一点要望なんですけれども、これは決算と関係ないんですが、駅周辺は飲食店なんですけれども、鍛冶町周辺は飲み屋街というか夜の町で、そちらも今ひどい状態であります。

私の知り合いで、もう何十年もいろんなお店に通っている方からも、これはもう執行部にも強く要望しておいてくれとも言われていますし、本当に目的の店があるのに、そこに到着するまでの間もかなり声をかけられたりとかして、表現が悪いんですけど、うっとうしい、本当にうっとうしくて嫌になるというふうな声をよく聞きます。また、これが今後、観光を増進していく中で、観光客の皆様がそこに足を運んだときに、本当に嫌な思いをしますと思いますので、そういったところも、この駅かいわいと併せて進めていっていただければと思います。

それから、質問なんですけれども、地域で育む未来の種事業の中で、交流と体験活動をやっていますけれども、この具体的な内容を教えてください。

○主査（渡辺徹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 地域で育む未来の種事業について御質問いただきました。

具体的な内容といったしましては、この事業は生涯学習推進計画の次世代育成型生涯学習社会に基づいた事業となっております。コーディネーターを加えまして、子供から大人までが参加して、特に子供が成長できるような取組を、各市民センターで行っているところでございます。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 本田委員。

○委員（本田一郎君） ありがとうございます。そういった子供に対する取組は、どんどん進めていっていただければと思います。

実は、昨日、長女に長男が生まれまして、実は次女にも3子が7月に生まれまして、孫が4人となりました。私、子供5人と孫4人が全員市内に住んでおりまして、市長が進める100万都市を目指す部分に関しては貢献していると思いますし、未来を背負っていく担い手である子供たちに対しては、もうどんどん力を注いでいっていただければと思います。私からは以上です。

○主査（渡辺徹君） 進行します。村上さとこ委員。

○委員（村上さとこ君） よろしく願いいたします。

私からは、市のガバナンス、コンプライアンスの観点から、内部統制についてお伺いします。

令和5年度は、内部統制について問題意識を持たざるを得ない出来事が目立ったと思っております。市長と議会の二元代表制を逸脱し、議会説明もないままマスコミに事業を発表させて既成事実化させる議会軽視が何度も見られました。また、行政とは文書であり、文書は市民の共有財産、後の検証に資する大変貴重な資料であります。議事録も協議書も決裁文書もないという事態が続き、文書事務への危機感を持ちました。県との協議でさえ、担当者が協議書も作成せず、それを部下の模範となるべき局長、そして、市長、副市長も、文書がないことを黙認している状態です。行政事務照会においても、恣意的な誤りや隠蔽めいた回答が度々見られ、議員の判断が著しくゆがめられたと認識しております。

そこで、お尋ねします。

基本的に私は、事務は各局で本当に適正に執行されていると思います。何かあったとき、局

長が部下の指導を図っていると、それも認識しております。しかし、例えば局長が事態を黙認する場合など、こういう場合は、一体どこに改善を求めればいいのか教えてください。相談部署を求めて各所に聞いて回りましたが、どこもうちではないと、基本的にたらい回しでしたのでお伺いします。

次に、本議会にて、内部統制は財務に関することしか扱わないという回答をいただきましたが、これが本当なのか教えてください。

本市の内部統制基本方針、内部統制推進要綱を確認しても、財務のこのみとは読み取れません。内部統制に関するリスク評価シート、評価報告書を確認しても、財務以外のことが示されています。総務省が2019年3月にガイドラインを示していますが、財務に限定すると示されたのでしょうか。内部統制とは、リスクがあることを前提として、法令などを遵守しつつ、適正に業務を執行するためのものであり、市民から信頼される市政運営を目指し、適切な事務執行に努めるためのもの、基本的には財務の条項ではあるものの、変に狭く限定されてはならないものだとして認識しています。私の認識に間違いがあれば教えてください。以上です。

○主査（渡辺徹君） 法務・内部統制担当主幹。

○法務・内部統制担当主幹 内部統制について御質問いただきました。御答弁させていただきます。

まず、市のコンプライアンス、法令遵守につきましては、非常に重要な業務だとは考えております。ただ、今委員がおっしゃいましたように、局長等が適切にやっていないという事実は確認しておりませんが、そういう場合にどこがそれを統制するのかにつきましては、市長部局におきまして、事務事業全般の法令遵守について総括する部署というのはございません。一義的には、各所管部署において適正な事務処理が行われるよう取り組んでいるものと考えておりますが、例えば財務に関する問題があれば法制課の内部統制、職員の服務に関する問題であれば人事など、内容に応じて法令遵守のために対応を行っております。

引き続き、内部統制の範囲、財務に関するものというところの解釈でございますが、内部統制は地方自治法第150条第1項の規定に基づきまして、財務に関する事務その他総務省令で定める事務について、管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき、必要な体制を整備しなければならないこととされております。その他総務省令で定める事務については、現在、定められておりません。そのため、北九州市の内部統制は、財務に関する事務のみを対象としております。この財務に関する事務と申しますのは、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の全てを包含するとされております。

この法規定を受けまして、総務省におきまして、内部統制を導入及び実施する際に参考となる基本的な枠組みや要点等を示すガイドラインが策定をされております。ガイドラインの趣旨を踏まえて、団体ごとの規模や特性に応じて柔軟に対応することが望ましいとされております。

これらの規定を受けまして、北九州市の内部統制方針では、地方自治法第150条第1項の規程に基づき、財務に関する事務、その他総務省令で定める事務について、内部統制の目的である4つの目的が書いてあるんですが、その中の一つに、業務に関わる法令等の遵守を達成するため、内部統制体制の整備及び運営に関する基本方針を次のように定めますということで、4つの目的を定めております。そのうちの3番目が、業務に関わる法令等を遵守するため、職員一人一人が根拠法令等を理解し、事務を執行しますと方針では定めております。

実際の業務に適用する規程類としましては、直接財務に関する事務処理の根拠規定ではなく、財務に関する事務が適正に処理されるための前提として、職員が遵守すべき通俗的、一般的な規程類も対象にしております。その意味では、職員が遵守すべき法令の範囲は広がっているようには見えますが、あくまで財務に関する事務を適正に処理する前提としての規範の遵守として対象にしております。

ここで、先ほどもお話が出ました、例えば文書管理規則や公印規則、その他通則的な一般的な規程等として、各制度所管課が制定しているものもこれに当たると考えておりますので、決してこういうところで狭く、財務に関する事務と解してはおりませんし、適正に事務は執行しているものと考えております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 村上さところ委員。

○委員（村上さところ君） ありがとうございます。

国からは、柔軟に対応するようにとガイドラインが出ているけれども、北九州市では、財務に限定するという指針を立てているという認識でよろしいでしょうか。

○主査（渡辺徹君） 主幹（法務・内部統制担当）。

○主幹（法務・内部統制担当） 北九州市の基本方針で定めております内部統制は、財務に関する事務ということを対象に行っております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 村上さところ委員。

○委員（村上さところ君） そうしましたら、内部統制に関するリスク評価シートには、一切財務以外のことは載っていないということですね。

○主査（渡辺徹君） 主幹（法務・内部統制担当）。

○主幹（法務・内部統制担当） 先ほど申しましたように、リスク評価シート、これは各所管課が業務に関わる分で、財務上の事務について事務処理ミスが生じないように、どういう業務処理をしていったらいいか、また、遵守すべき規程類というのを併せて書いております。その規程類には、先ほど申しましたように、一般的、通則的な規程、財務に係るような広い範囲での規程も書いております。それは、財務の事務だけではなくて、ほかのものにも汎用性がある規程となっておりますので、一見、リスク評価シートだけを見たら、広く捉えているようには見えますけど、リスク評価シートというのは、各所属が内部統制の管理をするために実務として使うシートですので、幅広に書いているところもございます。そのため、あくまでベースは

財務に関する事務、これを原則として対応しております。以上です。

○主査（渡辺徹君） 村上さところ委員。

○委員（村上さところ君） 結局、内部統制に関するリスク評価シートをまとめているというか、この内部統制の報告書をまとめているところというのは、内部統制の部署でありますから、そこが最終的には責任を持ってやっているんだと思います。何か広告が、うそ、大げさ、紛らわしいのものだったら、例えば日本広告審査機構 J A R O に電話とか、よくあるんですけども、庁内でこういうことがあったら、結局たらい回しになってしまうと、全然事態がよくなるないと思っております。調べたところ、総務省に地方自治法の行政監視行政相談センターというのがあったので、ちょっと一度そこに相談をして、見解を聞いてみたいと思います。以上です。

○主査（渡辺徹君） 進行します。

ほかにないですか。井上委員。

○委員（井上純子君） 私から、複数点質問がありますので、簡潔にお答えいただけたらと思います。

まず、町内会関連についてお聞きしたいと思います。

今現在の町内会加入率と加入世帯数についてです。各年度で、4月1日時点で公表されていると思うんですけども、令和6年度4月1日で数字があるなら教えてください。

その関連としまして、町内会の在り方として伺いたいんですけども、実際に町内会長の方から相談を受けるんですが、加入者が減る中で、現場の町内会長は勧誘にすごく苦勞されているという話を聞くんです。脱退だったり未加入の原因が、負担と、会費を運用する上で、会計上の不透明さ、やっぱりその信頼関係にもあるとお聞きしました。また、その町内会の上部組織である自治連合という問題点も聞いておまして、実際に費用面で負担となる住民の町内会会費から自治連合に50円支払わないといけない上納金システムとも表現されていました。そのような状況から、相談された町内会長が、例えば町内会が自治連合を脱退された場合、市が提供する住民サービスが受けられるのかどうか教えてください。

続きまして、これは市政だよりに関することなんですが、市政連絡事務委託契約について、令和5年度の決算額と契約金額の算出根拠となる町内会の加入世帯数について教えてください。

続きまして、今度は市長公室に関連しまして、今回、市政だよりの制作、運搬を市長公室が担当していると思いますが、その事業費の決算額を教えてください。

また、給与に関する部分です。

職員給与に係る決算について、令和5年度の決算額が性質別経費の人件費で見ると約1,020億円と出ておまして、前年比で見ると70億円減額なんです。令和5年度は近年にない人事委員会の勧告によって、給与の上昇があったわけで増額が予想されたんですが、減額となっています。これは、市職員の定年延長による退職金の支払いのタイミングが先延ばしされたことに

よる減額と見てよいか教えてください。

続きまして、市表彰についてです。

令和5年度は、若者の枠もつくられたということで評価しているんですけども、実際の受賞者の人数と平均年齢はどうであったか教えてください。

また、それに関連しまして、ほかの事業局によっても、各分野で類似するような表彰制度は多数あると理解しております。こういった類似の事業が市全体でどの程度あるのか把握しているのであれば教えてください。

また、市職員の不当要求について伺います。

定期的に伺っているんですが、北九州市職員の公正な職務の執行の確保に関する要綱というものを、北九州市は平成19年2月に策定しています。この制度は、各部署の課長が不当要求だと認識すれば、各局の局長、人事課へと報告がなされる制度であります。これまで私が確認しているところ、令和4年度まではゼロ件で、16年連続一度も機能したことはないと理解しているんですけども、令和5年度もゼロ件か、17年連続ゼロ件であるか教えてください。

最後に、これ今回いろいろと議論があったので関連で教えていただきたいんですが、法制課に法的な総論として伺いたいんですが、市の財産の取扱いについて教えていただきたいんですね。先ほどから、旧列車のオハフについての議論を踏まえてであるんですけども、これに関して、門司港レトロ課は当初廃棄を指示したと、その後転売されて批判されたことで、やっぱり保管すると二転三転した方針発表から混乱を生んでいる事案であると認識しています。つまり、気になることは、市が廃棄予定であった財産を、第三者が価値を見いだして持ち出して、売却や本人が利用すること、再発防止としては、市が廃棄完了するまで第三者に頼まずに、自己完結で処分することという方法も考えるんですが、ただ全ての事案に関して、なかなか現実的ではないとも考えています。

そこで、例えば市役所が定期的に不要品を廃棄されていると思います。そういったときに、これは使えると第三者が判断して持ち出して再利用する、これも同じ問題だと認識していますが、市の財産処分の在り方について、法的リスクをどのように考えているか教えてください。以上です。

○主査（渡辺徹君） 地域振興課長。

○地域振興課長 自治会加入の件、市政連絡事務の件について御質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

令和6年4月1日現在の加入率ですが、申し訳ありません、これはまだ算出しておりません。令和5年度の分ということで、60.0%という数字はお出ししておりますが、令和6年4月は、まだ算出しておりません。

それと、あと連合会を脱退した町内会のサービスの問題でありますけれども、サービスに関して言えば、例えば防犯灯であったりとか、市政連絡事務についても、連合会を脱退したとこ

ろについては、補助メニューでありますとか、委託契約を結ぶことができます。市政連絡事務については、単なる抜けたからということではなくて、脱退されても自治会活動をしているとか、そういった事業計画でありますとか事業報告、そういったものをしっかり出していただいて、抜けているかもしれないけど、ちゃんと町内会活動が行われているというところを担保して、例えば市政連絡事務については委託契約を結ぶという形にしております。

市政連絡事務につきましては、令和5年度は決算額2億8,518万7,000円でございます。配布世帯数といたしましては、約25万6,000世帯となっております。以上です。

○主査（渡辺徹君） 広報戦略課長。

○広報戦略課長 広報戦略課で担当しております市政だよりの制作、運搬に関わる費用について、令和5年度の決算額について回答させていただきます。

まず、制作に係る編集の部分が令和5年度の決算額で2,138万4,000円、印刷に係る費用が7,113万3,000円、運送、これは地域の拠点までの運送費用となりますけれども、こちらが1,075万1,000円となっております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 給与課長。

○給与課長 人件費に関して、令和5年度と令和4年度の差について御回答いたします。

おっしゃられたとおり、令和5年度については、定年延長制度が導入されまして、定年退職者が出なかったことによって、いわゆる定年退職に係る退職手当、この部分がかなりの減額になっているというような状況になっております。以上であります。

○主査（渡辺徹君） 総務課長。

○総務課長 市表彰の令和5年度の実施状況、人数と平均年齢、それから、他の市長部局内での表彰の数についてお答えさしあげます。

まず、令和6年2月に実施しました市表彰の人数でございますが、個人が190名、団体18名、合計208になってございます。平均年齢は69.7歳となっております。ちなみに、今年度から、未来をつくる若者表彰を創設したんですが、団体の平均年齢はカウントをしてございません。つきましては、平均年齢が著しく下がっているということには寄与していない状況でございます。

それから、他の表彰制度でございますが、ちょっと今手元に資料がございませんが、大体30から40ぐらい、市の内部で表彰制度があったと認識しております。以上です。

○主査（渡辺徹君） 人事課長。

○人事課長 不当要求についてお答えします。

不当要求への対応といたしまして、平成19年に要綱を策定しております。その対応といたしましては、職員に対して不当要求があった場合は、当該行為を拒否するとともに、上司に報告するなど、しかるべき対応をすることとなっております。また、必要に応じて警察への通報ですとか、法的措置を講ずるなど、組織的な対応を定めているところです。

そういった中、令和5年度の不当要求の報告事例はございませんけども、様々な要求に対しまして、それぞれの部署で適切に対応しているものと認識しております。以上です。

○主査（渡辺徹君） 法制課長。

○法制課長 市の財産管理ということでお尋ねがございました。

不要物品の取扱いということになりますと、まず、自治法等の法令、それから、会計規則等の市の規則にのっとって管理される、処理されると考えておりますけれども、不要物品の中で価値のあるものであれば売払いなんかされますでしょうし、もう全く使えないという判断でありましたら廃棄ということになります。廃棄の場合は、先ほど申しましたように、適正に処理がされるようになっていると考えておりますけれども、廃棄となったものが、例えば転売されたというようなことを想定されているのかなと思うんですが、そういった場合のリスク管理については、すみません、答えを持ち合わせておりません。以上です。

○主査（渡辺徹君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 御答弁ありがとうございます。

まず、1つずつお聞きしたいと思います、要望も兼ねてです。

町内会関連につきまして、令和6年度はまだ加入率の数字はないということでした。

また、今回、自治連合を脱退したときの対応としましては、実際私もそのような相談を受けています。加入率は上げたいと、とても言われている町内会長なんです。ですから、町内会、地域コミュニティはしっかりと維持しながらも、市民サービスを提供していきたいということですので、相談された場合は柔軟な対応と、また、手続に混乱がないように説明していただきたいということを要望したいと思います。

また、市政連絡事務委託契約についても理解いたしました。そして、追加でお聞きしたいんですが、今、この10年の推移を見ると、毎年3,000、4,000ぐらい加入世帯数が減っているんです。令和4年と令和5年で見ると、6,000減って、減少幅が大きくなっているところなんです。ということは、この契約金額は加入世帯数を基に計上されていますので、年度当初と年度末ではかなり加入世帯数が変わっていると思うんですけれども、この契約金額、支払った金額というのは当初の契約金額なのか、もしくは最終的に払った金額なのか、これはどういうふうな対応をされていますか、教えてください。

○主査（渡辺徹君） 地域振興課長。

○地域振興課長 市政連絡事務の支払い方法につきましては、前期と後期と分けておりまして、まず前期では、9月末時点の配布数に応じて単価を掛けてお支払いする。後期については、2月末の配布数に応じてお支払いするという形になっておりますので、地域の実態に応じた形でお支払いしているということでございます。以上です。

○主査（渡辺徹君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 答弁ありがとうございます。

また、追加で教えていただきたいんですけども、市政連絡事務委託契約の業務内容におきましては、日々、市民が隣の家に戻る回覧板作業、また、選挙時における選挙公報も契約内容に以前含まれていたと認識していますが、令和5年度も変わりないでしょうか、教えてください。

○主査（渡辺徹君） 地域振興課長。

○地域振興課長 選挙公報につきましては、以前は委託項目が7項目あって、選挙公報も入っていましたが、もう選挙公報の配布は委託広告から外しております。選挙公報につきましては、別の方法で各世帯にお届けするという事になっております。

それとあと、回覧については、特段、回覧してくださいという契約にはなっておりませんので、行政の各部局からの依頼に応じて地域が判断されて回覧されているということだと認識しております。市政連絡事務の契約の中に回覧というのは含まれていないのではないかと認識しております。

○主査（渡辺徹君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。以前は7項目で、今回選挙公報は実態に合わせてなくしたということなんですけれども、そうした場合は、この契約金額の単価に変更があったのか教えてください。

○主査（渡辺徹君） 地域振興課長。

○地域振興課長 項目としては減らしているんですけども、しないから払わないということではありませんので、配ると想定されるものは、ちゃんと上げているという形になっております。そういった、地域にお願いするという全体を含めて1,115円ということにしていますので、1つ抜けたというところでは、今のところ、単価を下げたということはありません。

○主査（渡辺徹君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ちょっと気になったので、もう一つ教えてもらいたんですけど、ということは、もし臨時的に、業務内容に入れていた選挙公報が年度途中で発生した場合は金額を追加で払う方針だったのか教えてください。

○主査（渡辺徹君） 地域振興課長。

○地域振興課長 選挙管理委員会との協議になると思いますけれども、基本、そういう項目にないものを追加で配っていただくというのは、過去にも、例えば人権啓発パンフレットとか、くらしの中の上下水道という冊子を、お金を追加で契約して配ったりということもあります。契約に載っていない、項目としていないものについては、そういった形になると思いますけれども、緊急性であったり、内容によっては、十分話し合っ決めていきたいと思っております。以上です。

○主査（渡辺徹君） すみません。ここで、お諮りします。

3時は過ぎましたが、残り少ないため、このまま続行させていただきたいと思いますが、よ

ろしいですか。では、井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。市政連絡事務委託契約の内容が、大変流動的で不明確な業務内容だということを理解しました。

続きまして、市長公室の市政だより制作費は数字が分からないので、また後でお聞きしたいと思います。

職員給与に係る決算につきまして、私の見込みのとおりで安心したといえますか、安心はできないなと結果として思っているんですけど、たまたま令和5年度だけが、退職金先払いできて支払いを免れたということで、先送りになっただけで、この決算額としてはまだまだ厳しい人件費、この義務的経費の上昇というのは厳しいものだとして理解しました。

続きまして、市表彰につきまして、平均年齢、若者については団体枠が増えたというところで、個人の受賞年齢としては、まだまだ平均年齢はやはり70歳ぐらいで推移しているということを理解しました。

ここで要望なんですけど、先ほど、ほかの事業局によってこういった類似の表彰制度がどのくらいあるか質問させてもらって、30から40ほどではないかということだったんですけど、私としては、こういった表彰制度というのは、各事業局にかなり見込みのとおりではあったんですけども、今後、コスト効率化に向けた集約の検討を要望させていただきたいと思います。

続きまして、市の財産の取扱いにつきましては、ありがとうございます。なかなか難しい質問だったので、回答が難しかったと思うんですけども、最終的には事業部署が、これは使うのか使わないのかと判断するしかなくて、それを第三者から、人によっては価値が見いだされることもあるものですから、なかなかこれが、必ず全員、誰から見ても価値がないものかというのは正直市職員で判断は難しいと私も思っております。ですから、これが使えるか使えないかとかも正直分からない中で、不要品と決めざるを得ないタイミングがどうしても出てくると。そうなった場合に、やはりこういった最終的に不要品だと決めた後に、価値があると転売されたことが、やはり市の事業の方針としてよくないよねという、それがオハフで問題になっているわけですから、やはり可能な限り、その判断は慎重になされるべきでありますし、また、決めた場合は、今回10脚、今保管してはいるんですけど、全て市が廃棄すべきだったと。責任を持って廃棄すれば、このような転売ということは起きなかったと思いますので、そういった難しいものほど、しっかり再利用するのか、売るのか、廃棄するのか、市が、職員が、事業局が、事業部署がすべきだと理解しました。

続きまして、市職員の不当要求につきまして、やはり令和5年度も公正な職務の執行の確保に関する要綱、この制度についてはゼロ件ということで、やはり17年連続ゼロですから、機能していないと認識しています。その説明の中に、それぞれの部署が対応ということで、ちょっと関連して質問させていただきたいと思うんですけども、今年、特に職員へのハラスメント問題について、以前から改善を求めているので、市議会全体で、世間としても関心が高まっ

ていることをうれしく受け止めてはいるんですけども、この1年で新たな相談が増えていきます。それは職員個人に対しての市議会議員からのひぼう中傷行為です。実際に数件、本人からではなく、職員の家族から、申告できない職員本人の精神状況を気にするあまり相談を受けているものです。言葉はきついんですけども、自殺したらどうしてくれるんだと家族までが追い詰められている相談もありました。これはやはりネットで見られる、家族も見れるし、本人も見れるからこそ、かなり深刻な問題だと受け止めています。市長が交代したことで、いろいろと批判が出ることは想定内であります。市長や我々市議会議員は公務員の特別職でありますので、ある程度は許容するんですけども、一般職の市職員の名前がさらされたり、個人の人格を批判される環境から、一般職の市職員を守るべきと考えていますが、何か対策はあるか教えてください。

○主査（渡辺徹君） 人事課長。

○人事課長 今おっしゃられたように、いろんな議員、市民等からの要望に対して、強いストレスを感じたり、不安を覚える職員もいるというのは認識しております。ただ、例えば、今会話の録音ですとか動画の撮影によるSNSへの投稿など新たな課題も浮かび上がっておりますので、そういったことに関しましても、関係部局によってプロジェクトチームを設置して、マニュアル更新ですとか研修の充実などの検討を今行っているところでございます。いずれにしましても、職員がしっかりと働きやすい環境づくりには努めていきたいと思っております。以上です。

○主査（渡辺徹君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 今からプロジェクトチームをつくるということで、今から動かれることだと思んですけども、ちょっとこれは意見も兼ねて、要望も兼ねてさせていただきたいんですが、不当要求はゼロだと、制度としてはなしとしていると思いますけれども、現場では違うと思っています。例えば、私自身も区役所で生活保護のケースワーカーをしていたんですけども、このときに市民から録音や撮影をされることがあります。しかし、こちらは撮影も録音もしてはいけないと言われていました。この御時世におきまして、どのような形で情報を切り取られて批判されるか分からない、今の時代において、だからこそ、身を守るためにも、市役所側も記録を取って、事実がどうであったか記録するために、き然とした対応が必要ではないかと今でも思っています。私が市職員であれば、業務中に勝手に撮影されてネット上に拡散される、とんでもない人権侵害だと考えています。ぜひ市職員も録音する、撮影することで身を守る、市役所の対策、執行部側の対策の強化もお願いしたいと思っておりますけれども、この点についてどう考えていますでしょうか。

○主査（渡辺徹君） 人事課長。

○人事課長 今、委員がおっしゃられたようなものも課題の中には含まれておりますので、そういったことも含めてしっかりと検討していきたいと思っております。以上です。

○主査（渡辺徹君）井上委員。

○委員（井上純子君）ありがとうございます。やはり、こういった情報というのは、平等、対等でなければいけないと思いますので、撮影されるのであれば、こちらも撮影するぐらいの気概を持った対応、ガイドラインをつくることもしっかり求めて、要望して終わりたいと思います。以上です。

○主査（渡辺徹君）進行します。篠原委員。

○委員（篠原研治君）お待たせしました。最後の篠原です。よろしくお願いいたします。

まずは、市民センターについてお聞きします。

市民の方からちょっと相談をいただいた話なんですけど、市民センターが使いにくいという話です。市民センターの利用について、初めて行って、貸してくれと言ってもなかなか貸してくれないと。つてがないと、なかなか承諾を得られなかったというふうな話を聞いているんです。市民センターに行って、借りたい理由を職員に説明して、そして、館長に説明しても、なかなか承諾が得られなかったんですけど、たまたまそこに町内会の人に来て、ああこの人に貸してあげたらというふうな一言で、やっと承諾が下りたと。たまたまそこに町内会の人がいたからいいものの、やっぱりなかなか若い人に貸したくないのかなという印象を持ったというふうな話だったんです。一方で、その近くの別の市民センターに行くのと優しくしてくれて、すぐ貸してくれたという話もあって、運営は館長に任せているという部分はあるんですけど、やっぱりむらはあるなというところを感じます。

そこで、ちょっと聞きたいんですが、館長によって対応にむらがあるということは、地域が一番近い存在であるのかなというところで、市民センターに対して、若い人たちにはなかなか貸してくれなかったけど、町内会の人 cameたら貸してくれたというこの経験から、ふだんあまり利用し慣れていない方たちからすると、市民センターというのは、どこか属人的で排他的に感じるような部分もあるのではないかなと思うんですが、この市民センターによって、むらがあるということはどのように認識しているのか。そこに課題があるのであれば、どのように捉えているのかというのを教えてください。

それと、ある方が妊娠、出産をして、子育てサークルを検索して、そうしたら、各市民センターに問い合わせてくださいと書いてあったので、市民センターのホームページに行くと、また、そこから情報を探るのが難しいと。そして、市民センターに連絡してみると、そのサークルがもう活動していなかったりとか、活動していても、館長や職員があまり理解していなかったりというようなことで、子育てサークルがあるって聞いて、探していこう探していこうとやっても、幾つも手間があってなかなかたどり着かなくて、これはどこが問題なのかなと考えてみると、市民センターのホームページの検索のしやすさとかにも行き着くのかなと思うので、ホームページの課題だったりとか、今までもうちょっとこういうふうに改善してくださいという要望がもしあったら、どのような声が届いているのかを教えてください。

それと、北九州市民カレッジ事業について伺いたいんですが、この北九州市民カレッジ事業というのは、たまに講義の内容とかを私も見たりするんですが、なかなか面白そうなものがあるので、どこか参加できたらいいなと思うんですが、なかなか予定が合わずに参加したことがないんですけども、この北九州市民カレッジ事業の実績がどのようなものがあるのか教えてください。

そして、申請については、電子申請ができると書いてあるんですが、インターネットから申請をした人たちの数、パーセンテージなどがあったら教えてください。

それと、これは要望に近いんですが、この北九州市民カレッジの募集の締切りについて、物によっては1か月前に締切りだったりするんですが、開催日と締切りが近ければ近いほど参加しやすいのかなと。遠ければ、申込みしにくいのかなと思うんです。大体平均2週間前ぐらいが締切りなのかなと思うんですけども、理想は当日飛び込みでもオーケーであればすごくうれしいんですが、それは運営上難しいと思うので、2日から3日前に締切りがあったり、1週間前だったりとか、やっぱり最近は通常の民間のお店だったりすると、1日前とか当日でも受け付けてくれたりするようになるのが一般的な感覚なので、この北九州市民カレッジが、何週間前かに締切りがあるとすると、ちょっと参加しにくいのかなと思うので、その辺の締切りが遠い理由と、近づけたりできるのかという可能性を教えてください。

そして、もう一つ、これもお話があったので要望とさせていただきたいんですが、客引き行為について、もう話が何度も出ていますが、堺町、鍛冶町に客引きがいて問題になっているところで、私もそこにいる事業者の方からどうにかしてくれないかという話を聞いております。客引き行為自体も問題なんですけど、その方が言っていたのは、客引きの態度がすごく問題だと言っていて、行為も問題なんですけども、客引きをする人たちが大声で騒いで、その町の雰囲気が悪くなったりとか、その人たちがたまっていた部分にごみが落ちていたりとか、それを拾わないとか、そういうふうに町が汚くなっていくというような悪い影響もあるみたいなんです。そこで長年お店を営んでいる方からすると、やっぱり愛着がある町でもあると思いますし、その歴が浅くても、いろんな思いを持ってそこに店を出したというものがあると思うんです。客引きの人たちがどういう思いで愛着がどれくらいでというのは分からないと思うんですが、思いが強い人たちからしてみると、町を汚されるというのは、やはりすごく嫌なことでもあると思います。この客引き行為というのは、行為自体もよくないですし、その行為がなくなっても、客引きを利用しないでくださいと利用者に呼びかけるのも大事なんですけど、存在するだけで、やはり町に悪影響があるというような話も今聞いていますので、その辺の対策というの、今後やっていただきたいなと要望させていただきます。以上です。

○主査（渡辺徹君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 市民センターで若い方が使用される際に、ある館では使用を断られて、ある館では使用できますという問題が実際にありましたということについて、認識を答弁

させていただければと思います。

まず、前提としまして、市民センターは全ての市民の方が御利用いただける施設になってございます。特定の宗教的な活動とか一部使用できない状況はございますけれども、おっしゃられるように、ある館で使えて、ある館で使えないというのは、非常に不適切な状況であるとは認識しています。

実際には、市民の方から、全く同じケースではないですけれども、館の対応が一部ふさわしくないんじゃないのかというお声もいただきます。そういった場合には、基本的には区のコミュニティ支援課が各市民センターを所管しておりますので、まず、連絡を密にして、それが館長であるのか、受付の職員になるのか、個別の問題にはなりますけれども、しっかり指導をさせていただいているところです。

全体につきましては、年に1回は必ず、館長全てが参加する研修も行わせていただいておりますし、各区においては、毎月、館長研修というのを、連絡事項も含めてやらせていただいております。今後、御指摘のようなことがないように、引き続き、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○主査（渡辺徹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 今の答弁に対して、補足をさせていただきます。

生涯学習課でも、館長に対しまして、全体研修、それから、分野別の研修等を行っております。なお、令和5年度からは、それまでは4月1日以降に研修を行っていたものを、館長に就任する前から、館長の心得ということで様々な研修を行わせてもらっております。ただ、委員がおっしゃいますように、一部、そういう、あまりよくないというところもございますので、その辺は、今後もしっかりと研修の中で、教育といいますか、指導していきたいと思っております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 生涯学習総合センター所長。

○生涯学習総合センター所長 市民カレッジについてお尋ねいただきました。

令和5年度の市民カレッジの実績ですが、全てで52講座、受講者が1,147名となっております。

こちらの申込みにつきましては、電子申請とか、ファクス、郵送の手段がございますが、今のところ細かい数字はございませんが、電子申請でかなり申請をいただいているところでございます。高齢の方等につきましては、ファクスを利用いただいているところでございます。

あと、講座の締切りにつきましてはですが、実際、一つ一つの講座に、かなり複数の講師の方に関わっていただいているという感じもありますので、どうしても講師の方の準備の関係とか、そういった形で、若干、講座と締切りが遠いという部分もございますが、講座によっては、全て定員が埋まっていない場合は延長して、もし受けられるのであればどうぞということも対応させていただいております。また、例えば5回のシリーズだったときに、じゃあ私、第1回だけ受けたいとか、第4回だけ受けたいとか、そういったスポット受講というのもございますの

で、そちらも御利用いただいているところがございます。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 もう一つ、市民センターのホームページについて、御回答させていただければと思います。

ホームページにつきましては、市の共通のホームページに、まず市民センターの一覧がございます。そこから、各市民センター個別のホームページを準備させていただいております。例えば子育てサークル、恐らくクラブ登録されている団体のことかなと推測しますけれども、クラブ登録されている団体については、個別のホームページでどういう活動がされているのかというのは一覧で見れるようになっています。ただ、御指摘のように、リアルタイムで更新されていないというケースも、中にはあるやに聞いていますので、情報については、どういった形で皆さんに正確に伝えていくのかは、今後ちょっと研究させていただければと思っております。

あと共通のサークルで一遍に検索できるようなものではございませんので、市民センターの特性上、やはり地域に一番近い市民センターで活動していただくということで、利用者の方には、お近くのところをまず見ていただいて、御希望の活動等が行われていないのかを御覧いただくようお願いできればと思っております。以上でございます。

○主査（渡辺徹君） 篠原委員。

○委員（篠原研治君） ありがとうございます。まず、市民センターの件についてですが、全ての市民が利用できるということで、対応ももしかしたら不適切だったのかもしれないということで、個別個別の案件になると思うので判断はつかないと思いますが、できるだけ属人的で排他的ではない運営ができるように、そういう研修をしっかりとさせていただきたいなと思います。やっぱり市民センターは、本当にすごく使いやすいなと常日頃思いますし、皆さんが集まりやすい場所でもありますから。若い人たちも、ふだん仕事をしているとなかなか行く機会がなく、だけど、妊娠、出産とかそういう機会で、じゃあちょっと行ってみようかなっていうときにそういう対応をされると、市民センターというところが悪い印象になったりもしますので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

それと、あとホームページです。

ホームページを分かりやすくしてくださいという要望は、どんなホームページでもあると思うんですが、分かりやすく完璧なホームページっていうのはなかなか難しいので、どうやったら皆さんが利用しやすいのかな、検索しやすいのかなと常に考えていただいて、デザインを変えるなどして更新していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

あと市民カレッジ事業についてなんですが、先ほどの話でいうと、締切りの件については講師の方の都合もあると思いますので、ある一定はしょうがないかなと思うんですが、できるだけ。北九州市民カレッジの本というか冊子を見てみると、締切りはここです、何日ですって書

いてあるので、これ以降はもう受け付けてくれないのかなという印象を持つので、どういうふうに表記していいのか分からないですけども、定員が空いていれば来てもいいですよみたいにちょっと一言書いていけば、ああ今も大丈夫なのかな、問合せしてみようかなと思うんですが、締切りはこの日となっていると、ああもう駄目だと思って諦めたりするので、それが利用しやすいことにつながるのかなと思います。どうやったら利用しやすいのかは分からないんですが、私とかは、2週間前に2週間後とか3週間後の予定を決めるのがあまり好きではなくて、やっぱり1週間前ぐらいに決めたいほうなので、そこら辺が改善できるなら改善していただきたいと思っております。要望とさせていただきます。以上です。

○主査（渡辺徹君） ほかになければ、以上で本日の議案の審査を終わります。

今回は、9月30日月曜日午後3時20分から第6委員会室で市長質疑を行います。ついては、質疑項目を本日の4時までだったんですが、ちょっと終わりが遅くなっていますので、1時間後ということで御協力をよろしく願いいたします。4時半までによろしく願いいたします。本日は以上で終わります。

令和5年度決算特別委員会 第1分科会 主 査 渡 辺 徹 ㊟